

中央会は組合づくりのパートナー

# 中小企業組合 ガイドブック

(2016-2017)



# 目次

<b>01</b>	<b>Part1 中小企業組合の概要</b>	
	1-1 中小企業組合の概要	02
	(1) 中小企業組合の役割	03
	中小企業組合数	04
	(2) 組合と会社等の相違	05
	(3) 最近の中小企業組合等連携組織の動向	06
	● 中小企業団体中央会の活動	08
	1-2 組合設立の手順、管理・運営	10
	● 組合設立の手順	10
	● 組合の管理・運営	12
	1-3 組合の種類と主な事業	17
	● 組合等の種類と特徴	17
	● 主な事業の種類	21
	愛媛県中小企業団体中央会による組合設立支援事例	24
<b>27</b>	<b>Part2 全国で活躍する組合事例</b>	
	1 東日本リースキン協同組合	28
	2 草加煎餅協同組合／草加地区手焼煎餅協同組合	30
	3 企業組合であい村蔵ら	32
	4 富山県麺類飲食業生活衛生同業組合	34
	5 あそびのきちおひさま企業組合	36
	6 企業組合彩菜	38
	7 鹿児島県薩摩焼協同組合	40
<b>43</b>	<b>Part3 全国特産品カタログ</b>	
	● 全国の小企業者組合が手がける逸品をご紹介します	44
<b>51</b>	<b>Part4 資料集</b>	
	● 各種組織制度の比較	52
	● 中小企業団体中央会による助成支援	55
	● 金融・税制支援	56
	● 中小企業団体中央会連絡先一覧	60

# 中小企業組合の概要

## 1-1 中小企業組合の概要

(1) 中小企業組合の役割

中小企業組合数

(2) 組合と会社等の相違

(3) 最近の中小企業組合等連携組織の動向

- 中小企業団体中央会の活動

## 1-2 組合設立の手順、管理・運営

- 組合設立の手順

- 組合の管理・運営

## 1-3 組合の種類と主な事業

- 組合等の種類と特徴

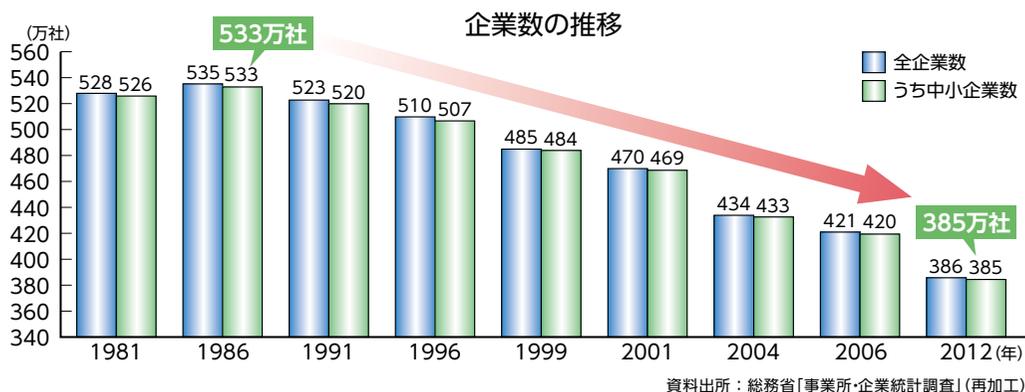
- 主な事業の種類

愛媛県中小企業団体中央会による組合設立支援事例

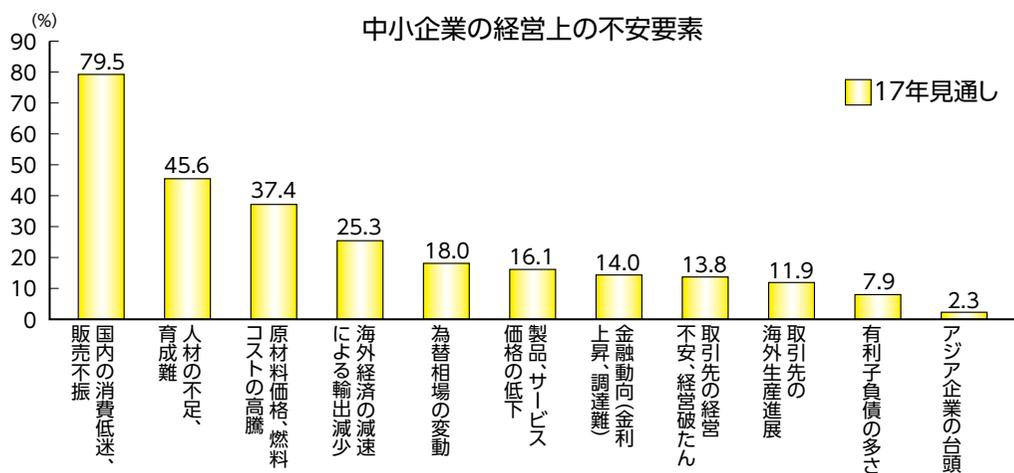
# 1-1 中小企業組合の概要

「中小企業憲章」(2010年6月18日に閣議決定)の冒頭で『中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。』と述べられています。実際、優れた技術や技能で日本のものでづくりを下支えしているのは中小企業であり、人々の生活の利便性を確保し、地域における雇用の重要な受け皿となっています。

しかし、中小企業は、1986年の533万社をピークに、2012年には385万社にまで減少しています。中小企業は、経営規模が小さいために資金調達力や情報収集力が弱い、人材や信用力の不足等様々な課題を抱えており、厳しい経営を余儀なくされているのが現状です。



多くの中小企業は次のような経営課題に直面しています。特に、国内市場の低迷が地域密着型の中小企業の経営を圧迫する大きな要因となっているほか、原材料や燃料コストの上昇、更に取り先の海外生産の拡大等も国内産業空洞化を促進させる要因として、極めて大きな懸案事項となっています。



中小企業は、規模が小さいことにより経営上様々な制約があり、個々の企業努力では解決困難な場合が多々あります。そこで、厳しい経営環境の変化に対応して、中小企業が経営基盤を強化していくためには、組合組織を活用して不足している経営資源を補っていくことが必要です。例えば、市場を開拓するため共同で新たな販路の開拓を行う、知恵を結集して新技術の開発を行う、街全体でイベントを開催して地域の人々との連携を深める、共同で研修会を開催し組合員企業の人材の育成を図る、等様々な事業活動が行われていますが、こうした取組みをとおして経営基盤の強化が可能となります。

また、東日本大震災発生の際には、石油小売業の組合が被災地に重油を提供したり、給食の組合が避難所にいち早くおにぎりを届けました。更に、管工事の組合が被災地のインフラ復旧に活躍したり、木材関係の組合が仮設住宅の資材を提供したり、様々な業種の組合がそれぞれ実施可能な支援活動を幅広く展開しました。一方、被災地では、組合による仮設店舗のオープンが行われるなど、組合が復旧・復興に向けた大きな力となっています。

組合を組織するということは、中小企業が力を結集する場を創り、互いに助け合って新たな価値を創造していくことにより、困難を乗り越えていくための重要な経営戦略の一つです。

## (1) 中小企業組合の役割

組合員である中小企業は地域経済の要であり、地域産業の重要な担い手であることから、地域全体の活性化に果たす役割も非常に大きなものがあります。

全国各地に存在する伝統産業や地場産業においては、必ずと言っていいほど組合組織が結成されています。これらの組合では、各種の共同事業を実施するとともに、県・市等の行政と連携して技術開発・デザイン開発・販路開拓・人材育成等の様々な振興策を展開しています。グローバル化が進展する中で、これから海外にアピールしていくものは日本の文化に裏打ちされた製品やサービスが中心になると考えられます。このためにも、組合を中心に「日本の技」に磨きをかけていくことが必要です。

また、地域の中小企業は、古くから地域に伝わる伝統・文化の担い手となっている場合が数多くあり、組合自体が伝統や文化を守り地域社会の活性化を推進する役割を果たしているケースが少なくありません。組合の役割は産業の面だけでなく、人々の生活面から文化面まで幅広く関係しています。

更に近年は、社会的課題をビジネスの形態を活用して解決する方法として「ソーシャルビジネス」が注目されています。高齢者・障害者の介護福祉、青少年の育成・生涯教育、

街づくり・まちおこし、共働き家庭の支援等様々な社会的な課題の中で、行政では対応し切れない部分を中小企業組合が積極的に対応しているケースが増加しています。

このほか、創業や雇用創出のための手段として「企業組合」が注目されています。企業組合は企業の退職者、主婦、高齢者、SOHO 事業者等が自らの経験やノウハウを活かして自ら働く場を創り出す組織です。企業組合では、介護・福祉、託児所、地元特産品の販売等に取り組むケースがあり、企業組合の活動そのものが社会的課題の解決に繋がっているものが少なくありません。

更に、企業組合は、「指定管理者」として地域の公園や福祉センター等の公的機関の管理運営を担当しているケースもあり、地域経済・社会の活性化を担う主体としての役割を大いに果たしています。

## 組合をつくる効果

### ①組合員の経営安定・基盤強化への寄与

- ・資金調達の円滑化
- ・取引条件の改善
- ・生産性の向上
- ・情報の活用
- ・技術力の向上
- ・人材の育成・強化 等

### ②新たな分野への挑戦

- ・新製品・新技術開発
- ・新市場・新販路開拓
- ・異分野・農商工連携
- ・地域資源の活用 等

### ③業界全体の改善発達

- ・業界全体の技術水準の向上
- ・業界の地位向上
- ・取引条件の改善
- ・業界内外の実態把握と対応策策定 等

### ④要望・意見等の実現

- ・建議・陳情による政策面からの環境改善
- ・新たな支援施策の実現 等

## 中小企業組合数（平成 29 年 3 月末 全国中小企業団体中央会調べ）

事業協同組合	28,970	商工組合	1,174
事業協同小組合	4	商工組合連合会	50
火災共済協同組合	6	商店街振興組合	2,504
信用協同組合	153	商店街振興組合連合会	114
協同組合連合会	637	生活衛生同業組合	572
企業組合	1,806	生活衛生同業組合連合会	16
協業組合	784	生活衛生同業小組合	3
合 計			36,793

## (2) 組合と会社等の相違

事業協同組合等の組合（中小企業組合）を設立しようとする場合には、「組合」と「会社」など他の組織との相違を十分理解することが必要です。

現在我が国には、様々な法人形態があります。その代表的なものをみると、営利法人としての「会社」、公益法人としての「公益社団法人」と「公益財団法人」、特定の公益的・非営利活動を行うことを目的とする「NPO（特定非営利活動法人）」、そして営利法人と公益法人の中間に位置づけられる中間法人としての「組合」があります。更に、株式会社と同様に設立できる「一般社団法人」と「一般財団法人」があります。

ここで、中小企業組合の代表的なものである「事業協同組合」と「株式会社」についてその違いを見ることとします。

第1に、株式会社は“資本”を中心とする組織であるのに対し、事業協同組合は組合員という“人”を組織の基本としています。株式会社の場合は出資の制限はありませんが、事業協同組合の場合は、組合員は出資をすることが求められたうえで、平等の原則を保持するため1組合員の出資は出資総額の1/4までという制限があります。

第2に、株式会社は営利活動を通じて利益を上げ、株主にそれを配当することを目的としていますが、組合は組合員が組合の共同事業を利用することにより自らの事業に役立てていくことを目的としています。このため共同事業の利益については、組合員の利用分量に応じた配当が主となっており、出資配当にも制限があります。株式会社にはこうした制限はありません。

第3に、議決権及び選挙権は、株式会社では株式数に比例したものとなり、多数の株式を持つ株主の意向により運営されますが、組合は出資額の多寡にかかわらず1人1票です。

第4に、株式会社は資本の論理に基づく経済合理性を追求しますが、組合は相互扶助の精神に基づき、人間性を尊重し、不利な立場にある組合員の経済的地位の向上を図るための組織です。ここでいう相互扶助とは、組合員が協同して達成すべき目標を掲げ、そのために必要な共同事業を行い、各組合員がこれを利用することによってそれぞれの価値の創造と利益の増進を図ることをいいます。

NPO（特定非営利活動法人）については、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することが求められており、実施する事業も保健・医療又は福祉の増進等20の事業分野に限定されています。また、公益性重視の観点から情報公開が義務付けられています。

一般社団法人及び一般財団法人は、一般社団・財団法人法に基づき、許可を要しない登記による設立が可能です。また法人による自主的・自立的運営が可能で、かなり自由に

事業活動を行えますが、税制面の優遇措置はありません。なお、利益が生じた場合でもこれを配当することはできません。

どのような組織形態を選択するかは、その構成員と事業目的によりますが、単に設立が容易そうだからといった観点で選択をするのではなく、その業界や構成員にとって中長期的に活用できるとともに、各種支援機関等からの支援の有無等を考慮し、最適な組織形態を選択してください。

### (3)最近の中小企業組合等連携組織の動向

中小企業組合は、中小企業経営の効率化や経営革新等を推進し、サポーターリングインダストリー（ものづくり基盤技術）や地域経済の核となるなど国民経済の発展のうえで重要な役割を担っていることから、中小企業組合等連携組織に関する法律が施行されています。

#### 『新連携』

近年では、中小企業が事業の分野を異にする事業者（中小企業、大企業、個人、組合、研究機関、NPO等）と連携し、技術、マーケティング、商品化等の経営資源を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより、新市場創出、製品・サービスの高付加価値化を目指す取組み（「新連携」）を支援するため、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業新事業活動促進法）」が平成17年4月に施行されました。

同法に基づき、2以上の異分野の中小企業が連携し新たな事業活動に取り組む「異分野連携新事業分野開拓計画」が認定されると、補助金、低利融資等の各種支援施策が利用できます。

また、同法に基づき、中小企業者が経営の向上を目指して、①新商品の開発や生産、②商品の新たな生産や販売方法の導入、③新サービスの開発や提供、④サービスの新たな提供方法の導入その他新たな事業活動に取り組む場合にも、「経営革新計画」を作成し承認を受けると、低利融資や信用保証の特例等の各種支援施策が利用できます。

#### 『地域資源の活用』

各地域の強みである農林水産品、鉱工業品及びその生産技術、観光資源の3類型からなる地域資源を活用して新商品の開発等の事業を行う中小企業を支援するため、「中小企業地域資源活用促進法」が平成19年6月に施行されました。

同法に基づき、中小企業者が単独又は共同で、地域資源を活用して新商品・新サービスの開発・市場化を行う「地域産業資源活用事業計画」が認定されると、補助金、低利融資等の各種支援施策が利用できます。

### 『農商工連携』

中小企業者と農林漁業者が連携して行う事業活動を支援するため、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」が平成20年7月に施行されました。農商工連携とは、「農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うこと」です。

農商工連携、連携体に適した組織体として「中小企業組合」があります。中小企業組合は、同法に基づき、中小企業者と農林漁業者が共同で作成した農商工等連携の事業計画が経済産業局から認定されると、信用保証制度の別枠化、金融措置（無利子・低利融資、信用保険の特例）補助金の申請等の各種支援施策が利用できます。

### 『小規模企業振興基本法』

平成26年6月に「小規模企業振興基本法（小規模基本法）」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小規模企業の振興の基本原則として、小企業者（製造業は従業員5人以下）を含む小規模企業者（製造業は従業員20人以下）について、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を位置付けること、そして、小規模企業施策について5年間の基本計画を定め、政策の継続的・一貫性を担保する仕組みを作ることが規定されました。

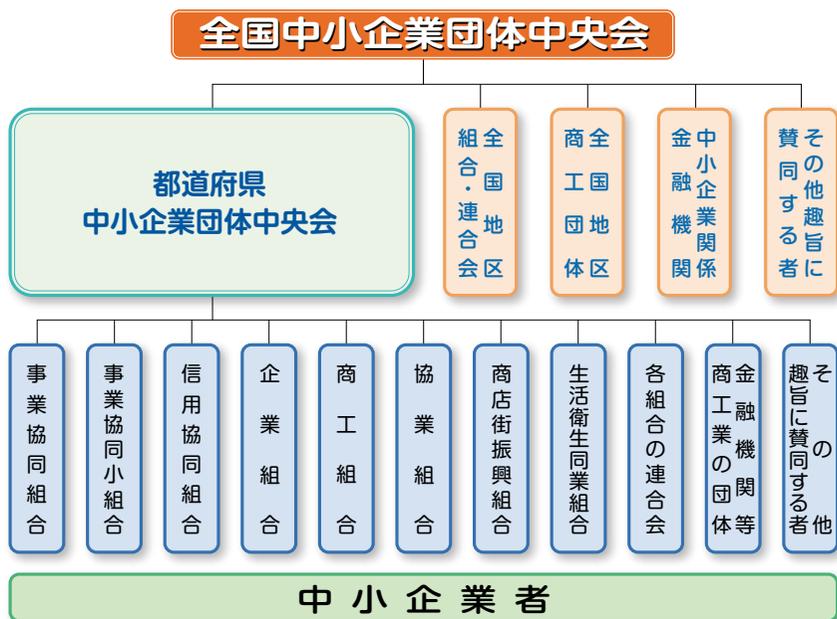
具体的には、小規模企業者による①需要に応じたビジネスモデルの再構築、②多様で新たな人材の活用による事業の展開・創出、③地域のブランド化・にぎわいの創出等を推進すべく、これらに応じた基本的施策を講じることとなっています。

## ◆中小企業団体中央会の活動

中小企業団体中央会は、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づいて設立された特別認可法人で、各都道府県に一つの中央会と全国中小企業団体中央会により構成されています。中央会の主な目的は、中小企業の組織化を推進し、その強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図っていくことにあります。

中央会では、組合等の設立や運営の指導・支援、異業種の連携組織や任意グループなどの中小企業連携組織の形成支援などのほか、金融・税制や労働問題など中小企業の様々な経営問題についても相談に応じています。

また、組合等のために各種助成事業による支援を行っていますが、その経費の一部については国と地方公共団体から補助を受けていることから、国や都道府県の中小企業担当部課と十分連絡をとりながら事業を進めています。



※火災共済協同組合は、中小企業等協同組合法の改正により、事業協同組合に分類しています。

### <中央会が展開する支援>

中央会が中小企業と組合のために実施している主な事業は以下の通りです。

- 組合等の設立・運営に関する相談・支援
- 新連携等組合以外の連携組織の形成支援
- 小規模事業者の組織化促進
- 中小企業の経営・労務・経理税務・法律等の相談

- 組合の金融、経理税務、事業運営、流通、労働問題等に関する講習会、講演会等の開催
- 弁護士、税理士等による専門的な問題についての個別指導
- 公認会計士による会計業務等の相談
- 中小企業者及び官公需適格組合の官公需受注の促進
- 中小企業及び中小企業の組織に関する調査・研究
- 中小企業組合検定試験の実施と中小企業組合士の認定・登録
- 組合青年部、組合女性部、中小企業組合士(協)会の活性化支援
- 活路開拓事業による組合等への助成
- 小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業、取引力強化推進事業
- 機関誌・インターネットなどによる情報提供と連絡
- 中小企業振興対策の建議・陳情・請願
- 中小企業 PL保険制度、業務災害補償制度等の普及啓発
- インターネットによる中小株式会社の計算書類公開支援
- 中央会電子認証サービス

### <中央会加入のメリット>

全国中小企業団体中央会と都道府県中小企業団体中央会には合わせて、2万6千を超える組合等が加入しています。中央会の会員になると、中央会の指導員が日常的に事業活動のお手伝いをするほか、様々な支援策を利用することができます。

また、年間を通じて情報の提供及び資料の配布が受けられるほか、業界相互の交流、情報交換を図ることもできます。

- 組合運営上の問題等をいつでも気軽に相談できます。
- 定期的に指導員が訪問するのでface to faceの相談ができます。
- 各種助成策や業界団体向けの情報を速やかに入手できます。
- 中央会の会員になることで対外的な信用力が高まります。
- 中央会を通じて行政機関等に業界の要望を建議・陳情できます。
- 中央会の推薦を受けた会員組合は関係省庁及び中央会から表彰を受けることができます。
- 中央会が発行する会報をお届けします。
- 中央会独自の各種共済・保険を割引価格でご利用になれます。
- 中央会が主催する各種会合・交流会に出席することで様々な業界団体と交流が図れます。
- 中央会が主催する各種講習会・研修会に参加することができます。

## 1-2 組合設立の手順、管理・運営

### ◆組合設立の手順

組合を設立するためには、行政庁の認可を受けるなど一定の手続きが必要となります。組合設立の手続きは、組合の種類によって若干異なりますが、概ね次のような手順で設立発起人が中心となって行います。

#### STEP1 設立発起人の選定

事業協同組合、事業協同小組合、又は企業組合を設立する際、その設立する組合の組合員になろうとする4人以上（※）が設立発起人となって設立行為を行うこととなります。

※企業組合については、特定組合員（法人等）も加入することができますが、設立発起人は個人から選出する必要があります。

#### STEP2 創立総会の開催公告

発起人は、設立について同意した者を集めて創立総会を開かなくてはなりません。創立総会を開催するには、開催日の2週間前までに創立総会の開催日時、場所及び組合の定款（案）、当日の議題等を発起人が公告する必要があります。

創立総会では、定款の承認、事業計画及び収支予算の設定等、組合設立に必要な事項を議案として諮り決定します。それぞれの議案について必要な資料の準備を行うこととなります。

#### STEP3 創立総会、第1回理事会開催

創立総会は、組合員となる資格を有する者で、創立総会開催の当日までに発起人に対して設立の同意をした者の半数以上が出席（代理出席も含みます。）することが要件です。また、議案の決定は総議決権数の3分の2以上の賛成が必要となります。発起人から提出された議案について創立総会にて修正することは可能ですが、定款のうち「地区」及び「組合員たる資格」に係る規定についての修正はできません。

創立総会において理事・監事が選出された後、第1回理事会を開催して定款に定めた理事長、副理事長、専務理事等を互選し、創立総会・理事会終了後は、ただちに開催日時・場所、経過の要領及びその結果、議長の氏名等を記載した議事録を作成します。

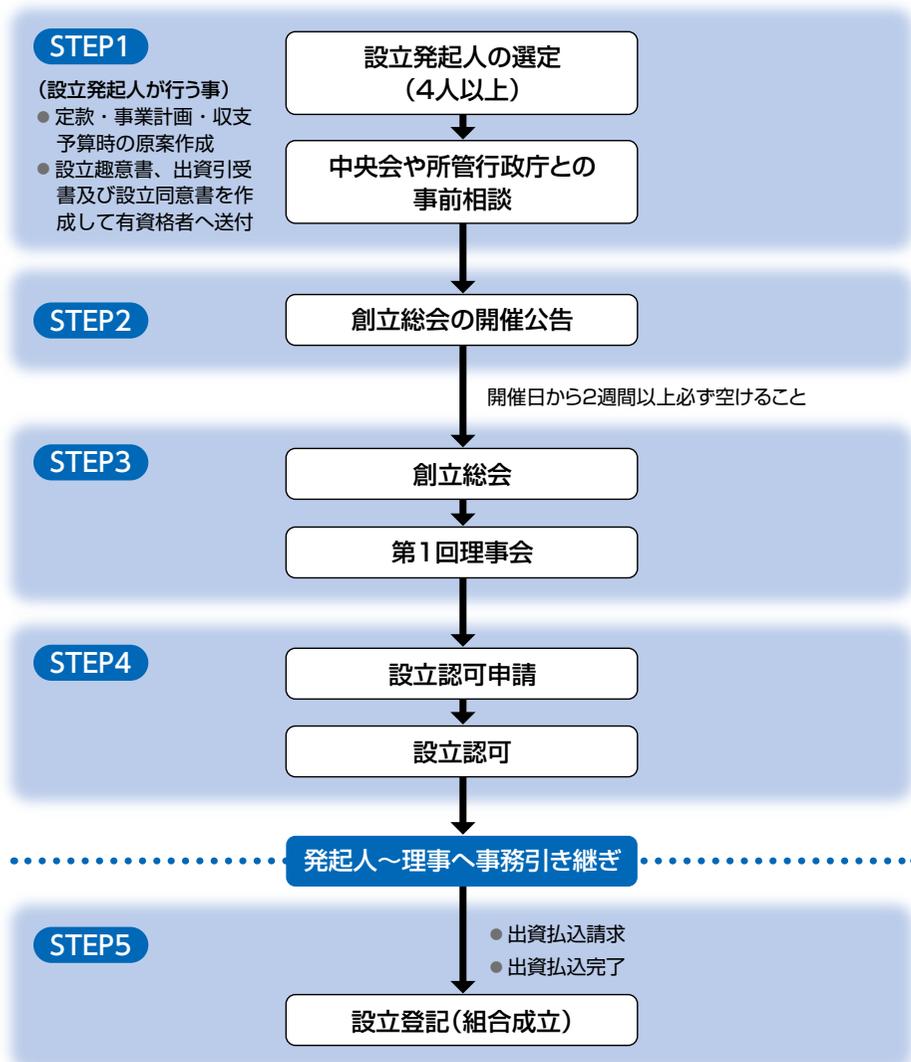
#### STEP4 設立認可申請

発起人は、創立総会終了後遅滞なく設立認可申請に必要な添付書類を作成して、所管行政庁に提出することとなります。なお、設立認可申請書類の提出先の行政庁は、組合員の事業、組合が定款に定める地区等によって異なります。

設立認可があった後は、発起人は理事に事務を引き継ぐことになります。

## STEP5 設立登記(組合設立)

発起人から引き継ぎを受けた理事は、出資の払込みを請求し、払込が完了した日から2週間以内に主たる事務所の所在地において設立の登記を行います。この登記を行った日が組合の成立年月日になります。



詳細は中小企業団体中央会までお問い合わせください。

## ◆組合の管理・運営

組合の意思決定や業務の執行を行うための組織には、総会、理事会等の機関が定められているほか、必要によって委員会・部会などの任意の機関を設けることもできます。一般的な組織は次のようなものです。



※組合員数が1,000人を超えない組合の場合は監査の範囲を会計に限定できます。

## 総会(総代会)

**総会は、組合の基本的事項を決定する最高意思決定機関です。**

総会の決定事項は、理事の業務遂行や組合員の行為をすべて拘束しますので、組合の機関のなかでは最高の意思決定機関です。

総会の議決は組合員の利害に直接影響します。したがって、総会の運営は、形式的な審議にならないよう、十分議論を尽くすとともに、相互の意思疎通を図るよう努める必要があります。

### 総 会

総会は通常総会と臨時総会があり、通常総会は毎事業年度1回、定款で定められた方法により開催します。臨時総会は必要に応じていつでも開催することができます。

### 総代会

総代会は、組合員総数が200名を超える場合（企業組合と協業組合を除く。）において、定款の定めにしたがって設置することができる任意の機関です。総会に代わる組合の最高意思決定機関で、組合員の中から選挙において選ばれた総代によって構成されます。総代会の開催については、総会の規定が準用されますが、組合の解散・合併、事業の全部の譲渡については議決を行うことができません（共済事業を行う組合を除く）。

### 1. 総会(総代会)の権限

組合の管理・運営等の基本的な事項は総会（総代会）で決定し、業務遂行に関する具体的な事項は理事会で決定します。総会（総代会）の議決事項には、法律によって定められている事項（法定議決事項）と、定款によって任意に定めることができる事項（任意議決事項）がありますが、主なものは次の通りです。

（法定議決事項）

- イ. 定款の変更
- ロ. 規約及び共済規程の設定・変更・廃止
- ハ. 事業計画・収支予算の設定・変更
- ニ. 経費の賦課・徴収方法
- ホ. 組合員の除名

- へ. 役員の選挙又は選任
- ト. 役員の解任
- チ. 決算関係書類の承認
- リ. 解散・合併の承認
- 又. 組織変更計画書の承認
- ル. 出資一口の金額の減少の決定

(任意議決事項)

- イ. 取引金融機関
- ロ. 借入金残高の最高限度
- ハ. 1組合員に対する貸付金・債務保証残高の最高限度
- ニ. 加入金の額
- ホ. 手数料・使用料の率・額
- へ. その他、理事会で必要と認める事項

## 2. 総会(総代会)の開催及び運営方法

総会(総代会)では、招集通知で組合員に予め通知した議案について審議します。ただし、定款で定めれば、緊急議案についても議決できますが、この場合、代理人は議決に加わることはできません。

総会(総代会)終了後は、議事録を作成し、保管する必要があります。また、所管行政庁への各種届出、登記等の事務処理事項が発生しますのでご注意ください。

(招集方法)

総会(総代会)の招集は、基本的には会日の10日前までに日時、場所及び会議の目的(議案)を組合員に通知し、併せて決算関係書類、事業報告書、監査報告を添付して行わなくてはなりません。通常、代表理事が理事会の議決を経て招集します。

(議決方法)

- 普通議決：出席者の過半数で決めます。可否同数の場合は議長に可否の決定権が与えられます(ただし、協業組合の場合は議長に決定権がないため否決となります)。
- 特別議決：重要事項(定款の変更などの組織の基本に触れるものなど)は組合員の半数以上が出席し、3分の2以上の多数で決めます。協業組合の場合、全員が出席し、全員の同意により決する事項もあります。

## 理事会及び監事

理事会は、理事全員で構成し、総会で決定すべき事項を除いて、業務に関する一切の事項を決定する権限をもっています。

また、理事会で決定した業務を実際に行うのは代表理事ですが、代表理事が理事会の決定のとおり正しく業務を遂行しているかどうかを監視することも、他の理事の重要な役割の一つとなっています。

### 1. 理事会の議決事項

理事会は、総会の権限以外の業務に関する一切のことを決定する権限をもっていますが、議決事項としては、次のようなものがあります。

- イ. 総会において決定した業務の執行と執行細目の決定
- ロ. 総会の招集と総会への提出議案の決定
- ハ. 代表理事の選任（副理事長、専務理事等の選任を含む）
- ニ. 組合員の加入の承認（協業組合の場合は、総会付議事項）
- ホ. 持分譲渡の承認
- ヘ. 理事の自己契約・利益相反取引の承認
- ト. 委員会など理事会の諮問機関等の承認
- チ. 参事・会計主任の選任・解任

### 2. 理事会の開催及び議事運営

理事会は、必要に応じ何時でも開催でき、理事の過半数の出席により成立します。

理事会の議長は、総会の場合と異なり議決に加わることはできませんが、可否同数の場合の決定権はありません（可否同数の場合、その議案は否決されたこととなります）。また、審議しようとする議案と利害関係をもっている理事は、その議案の議決に加わることはできません。

（招集方法）

原則として会日の1週間前までに全理事に通知して行いますが、全理事の同意がある場合はこの招集手続きを省略することができます。招集は通常、代表理事が行います。

（議決方法）

出席者の過半数の賛否によって決めます。なお、理事は書面によって議決に加わることは認められますが、代理人の出席は認められないので注意が必要です。

### 3. 監事の権限

監事は会計に関する監査を行うとともに、原則として理事の業務執行についても監査を行います。ただし、監事の権限は組合の規模や定款の規定によって異なります。

組合員が1,000人を超えない場合は、定款の規定により監査の範囲を会計に限定することができます。また、組合員数が1,000人を超える組合については、組合運営の状況を適確に把握すべきとの考えから、監事のうち1人以上は組合員の役員や使用人以外の者とするのが義務付けられています。

### 登 記

登記は、権利等に関する一定の事項を公簿に記載し、これを社会一般に公示することで、取引関係を持つとする第三者に対して権利又は法律関係の内容を明らかにし、不測の損害を防ぐことを目的としています。

組合に関する登記のうち、頻度の高いものとしては、以下のものがあります。

#### イ. 主たる事務所移転の登記

主たる事務所を移転した場合は、変更の登記が必要です。最小行政区画が変更になる場合には、総会の特別議決により定款を変更したうえで、所管行政庁の認可があった日から2週間以内に変更の登記が必要となります。

#### ロ. 代表権を有する者の変更（代表権者の氏名、住所及び資格）

2週間以内に変更の登記が必要です。重任された場合でも、変更の登記（重任登記）が必要となりますので注意が必要です。

### 組合から会社への組織変更

中小企業組合が「共同研究開発の成果を事業化し、これを新たな事業として会社形態で行いたい」、あるいは、「事業協同組合の共同事業を、組合員以外との取引や組合員以外からの資金調達を図りつつ、会社形態により実施したい」などといったニーズがある場合には、事業協同組合・企業組合・協業組合から株式会社へ組織変更することができます。

事業の発展段階や環境変化に応じ、柔軟な組織再編を行うことで、最適な組織形態を選択できます。組合に蓄積された研究開発成果等の実績や資源・資産をそのまま会社に移行させることで、事業を休止することなく新事業のために有効活用することができます。

# 1-3 組合の種類と主な事業

組合には様々な種類があり、それぞれの根拠法に基づいて設立され、また運営することが義務付けられています。組合の機能や役割から設立の際に制限が付されている場合や、構成員の業種に制限がある場合等がありますので十分ご注意ください。

## ◆組合等の種類と特徴

### 《事業協同組合》

事業協同組合は、中小企業者が相互扶助の精神に基づき協同して経済事業を行うことによって、経営の近代化・合理化並びに経済的地位の改善向上を図ることを目的とする組合です。中小企業の組合制度の中でも代表的な存在で、広く中小企業者に利用されています。

### 《事業協同小組合》

組合員となることができる資格が、従業員5人以下（商業・サービス業は2人以下）の事業者に限られていることが特色で、実施する事業等は上記の事業協同組合と同様です。

### 《信用協同組合》

組合員である中小企業者、勤労者等に対し、預金の受け入れ及び資金の貸付等の金融事業を行う事を目的としている組合で、中小企業の資金需要に応えるための事業を実施しています。

### 《協同組合連合会》

同一の資格事業による組合（企業組合を除く）同士が組織する連合体です。より広域的な活動を行うことで、単独で行うよりも更に大きな効果が期待できるような共同事業（例えば、共同宣伝、共同購買、情報提供、人材育成、共済事業等）を実施します。

### 《企業組合》

個人事業者や勤労者などが4人以上集まり、それぞれの資本と労働を組合に集約し、あたかも一つの企業体となって事業活動を行う組合です。他の中小企業組合と異なり、事業者に限らず勤労者や主婦、学生なども組合員として加入することができ、その行う事業が限定されないことから、小規模な事業者が経営規模の適正化を図る場合や安定した自らの働く場を確保するのに適しています。

企業組合は、組合員が共に働くという特色をもっており、原則として組合員の2分の1以上が組合の事業に従事しなければなりません。更に、組合の事業に従事する者の3分

の1以上は組合員であることが必要です。個人以外に組合事業をサポートする法人等も一定の条件のもとで特定組合員として加入できます。

近年は、企業組合が子育て支援や介護・福祉、街づくり、高齢者の社会参加等の分野で活躍していることから、「ソーシャルビジネス」としての機能が注目されています。

また、企業組合の形態として、通常の企業のように事業場を集中させて事業を行う「集中型」と、各個人事業者が従来営んでいた事業場を、組合の事業場としてそのまま継続して運営する「分散型」があります。

### 《協業組合》

組合員になろうとする中小企業者が、従来から営んでいた事業の全部又は一部を組合に統合し、経営規模の適正化、技術水準の向上、設備や経営の近代化・合理化を進め、生産・販売能力の向上などを図ろうとする組合です。

協業組合の形態には、組合員の事業の一部分を統合する「一部協業」と、事業の全てを統合する「全部協業」があります。どちらの場合も組合員は必ず小規模の事業者（定款に定めれば組合員総数の4分の1以内まで大企業者を加入させることが可能）でなければならず、組合に統合した事業については原則として、個々の組合員は事業として行うことができなくなります。また、この組合の特色として出資額に応じて議決権に差を設けることや、新規組合員の加入を制限することもできます。出資額についても、組合員1人で出資総口数の50%未満まで持つことも可能です。

### 《商工組合》

事業協同組合が共同経済事業を実施することにより、組合員の経営の効率化と経済的地位の向上を図ることを主な目的としているのに対し、商工組合は業界全体の改善・発達を図ることを主目的に同業者によって設立される組合です。業界を代表する同業組合的性格を有していることから、設立に当たっては、組合の地区は原則として1以上の都道府県を地区とすること、その地区内の同業者の2分の1以上が組合員となるものでなければならないこと等の設立要件があります。

また、商工組合の組合員は、原則として中小企業者ですが、一定の条件のもとに大企業も組合員になることができます。

商工組合が行う事業には、法律によって以下のものが規定されているほか、出資商工組合の場合は、小規模の事業者を対象として、事業協同組合と同様に共同経済事業等を実施することが可能です。

- ・ 組合員の資格事業に関する指導及び教育
- ・ 組合員の資格事業に関する情報又は資料の収集及び提供
- ・ 組合員の資格事業に関する調査研究

・組合員の資格事業に関し、組合員のためにする組合協約の締結  
このほか、環境リサイクル、安全問題等への対応など、商工組合が自主的に実施している事業も増加しています。

### 《商工組合連合会》

各県域等で設立された商工組合を会員とする商工組合の連合体で、中小企業者が営む事業の改善発達等のための諸事業をより広範囲かつ総合的に展開します。

### 《商店街振興組合》

小売商業又はサービス業を営む事業者等が商店街を中心として設立するもので、商店街の活性化を目指して街路灯、アーケード、カラー舗装、共同駐車場等の誘客・来街のための環境整備や文化教室、集会場などのコミュニティ施設の設置を行います。また、共同宣伝、共同売出し、ポイントサービスや商品券の発行等の共同事業も積極的に実施されています。

商店街振興組合は商店街を中心とした街づくりを行うため、設立するには次の要件を満たさなくてはなりません。

- ・小売商業又はサービス業を営む事業者30人以上が近接して商店街を形成している地区(町村地区を除く)であること。
- ・その地域内で組合員となれる資格を有する者(定款で定めれば非事業者であってもその地域に居住している者は組合員になれる)の3分の2以上が組合員となり、更に全組合員の2分の1以上が小売商業又はサービス業を営む事業者であること。

### 《生活衛生同業組合》

飲食、美容、理容、旅館、公衆浴場、クリーニングなど国民の生活衛生に特に関係の深い業種の事業者によって組織される組合で、現在18業種が営業指定されています。適正な衛生管理や衛生施設の改善向上を図るための指導的な事業を主体に、技能の改善向上、技能者の養成といった事業のほか、必要に応じて営業方法の取り決めや営業施設の配置基準の設定等の事業を行います。

### 《有限責任事業組合(LLP)》

LLPとは、「Limited Liability Partnership」の略で、民法上の任意組合と株式会社のそれぞれの長所を取り入れた組織形態として、企業同士のジョイント・ベンチャーや研究開発等に活用されています。

有限責任事業組合制度には、有限責任制、内部自治原則、構成員課税制度という3つの特徴があります。「有限責任制」とは、従来の民法組合では出資者が全員無限責任を負

うのに対し、有限責任事業組合では、出資者全員が株式会社と同じように有限責任であることを意味します。「内部自治原則」とは、出資者自らが経営を行うので、組織内部の取り決めを自由に決められることができることを意味します。「構成員課税制度」とは、有限責任事業組合には課税されずに、出資者に直接課税されることを意味しています。

### 《合同会社(LLC)》

LLCとは、「Limited Liability Company」の略で、「有限責任社員」のみで構成され、「組織の内部自治」が認められる新たな会社類型として、LLPとともに創業やジョイントベンチャーなどでの活用が期待されています。

### 《一般社団法人》

非営利団体を対象とした法人制度の一つであり、営利を目的としない団体(人の集まり)であれば、一般社団法人として法人化できます。

「非営利」「営利を目的としない」とは、社員(団体の構成員)に対する剰余金の分配を行わない、株式会社の株主配当に相当することを行わないという意味であり、収益事業を行い利益を得ることや、役員報酬・従業員給与を支払うことなどは、営利を目的としないことに反しません。

### 《一般財団法人》

一般財団法人は、事業目的に必ずしも公益性がなくても構いません。公益性があるとは、不特定かつ多数の人の利益を増やすことを目的としているということです。個人や特定のグループのみの利益を目的としていないということであれば個人の利益を追求することも可能です。

### 《NPO(特定非営利活動法人)》

NPOとは、「Nonprofit Organization」の略で、「非営利組織」となりますが、意味を正確に伝えるために、「民間非営利組織」と訳します。

「非営利」とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、「利益があがっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること」となっています。

#### 【参考】

#### 〈火災共済協同組合〉

火災共済協同組合は、火災等により組合員の財産等に生じた損害を補填するための共済事業を行うことを目的とした組合でしたが、中小企業等協同組合法の改正により平成26年4月からその分類が廃止されました。

## ◆主な事業の種類

### ●共同生産・加工事業

個々の組合員では所有できない高額・大型の機械設備等を組合が導入し、組合員が必要とするものを生産・加工し、組合員に供給する事業です。これにより原価の引下げ、規格の統一、品質の向上、設備や仕事の効率化などが可能となります。共同施設の設置には、高度化融資制度の活用や商工中金等からの融資のほか、国等からの支援策も充実しています。

### ●共同購買事業

組合員が必要とする資材等を組合がまとめて購入し、組合員に供給する事業です。製造業をはじめ卸・小売業、運送業やサービス業の組合に至るまで比較的幅広く実施されています。これにより、仕入先等との交渉力が強化され、仕入れ価格の引下げ、代金決済などの取引条件の改善、購入品の規格・品質の均一化等が図られる等、組織化のメリットが比較的实现しやすい事業といえます。

### ●共同販売事業

取引環境が変化する中で、いかに新たな販路や市場に対応していくかが課題となっています。この事業は、組合員が製造した製品等を組合がまとめて販売等を行う事業です。これにより販売価格や決済条件などの取引条件が有利になるほか、大口需要先への対応や新販路の拡大等が図れます。近年は、インターネットを活用した共同販売も広く行われています。

### ●共同受注事業

国内市場の縮小、公共事業の縮減等で多くの中小企業が受注の確保に苦慮しています。この事業は、組合が窓口となって注文を受け、組合員が分担して製造・施工等を行い、組合が納品する事業で、場合によっては、組合員に斡旋する形態もあります。官公需適格組合が実施している行政等からの官公需共同受注事業が代表的なものです。これにより大口の発注や大型の工事等を受注することが可能になるほか、取引条件の改善が可能になるといったメリットが得られ、組合員の技術力の向上にも繋がります。共同受注を成功させるためには、いかに積極的な営業活動等を組合が実施できるかにかかっていると云っても過言ではありません。

### ●市場開拓・販売促進事業

この事業は、前述の共同販売事業や共同受注事業と連動して行われることが多く、組

組合員の製品や取扱商品の販路拡大、新たな市場開拓等を目指して行われます。個々の企業では知名度を高めることは大変ですが、組合が中心となってブランド化を進め、全国規模でのPRを展開することも可能です。実施形態としては、展示会の開催・出展、共同での広告宣伝、共同売り出し、商店街のポイントサービスやクレジット事業等が代表的なものです。

### ●研究開発事業

企業の発展のためには常に新たな製品や技術の開発、生産工程の改善等が不可欠です。この事業は、中小企業個々では困難な調査研究や研究開発を組合が共同で実施するもので、組合が直接実施する場合や、大学や公的な試験研究機関に依頼して実施する場合があります。産・学・官の連携による研究開発も広く行われており、特に、ものづくりや農商工連携、地域資源を活用した新製品開発等の分野では国等からの支援策も充実していることから、組合として積極的に取り組むことが望まれます。

### ●人材養成事業

人材は、企業経営の根幹をなすものです。企業・組合・業界を発展させるには、人材を育成せずには成し遂げられません。組合が実施する人材育成事業は、組合員とその後継者、組合員企業の従業員等を対象として実施するもの等様々ですが、計画的・体系的な教育研修を実施することが必要です。実施に当たっては、技能検定制度を活用するなど業界における技術・技能の向上を目指し、従業員等の意欲の向上を図っていくことが重要です。

### ●情報提供事業

組合員の経営に役立つ市場等の情報、技術情報、関連業界の情報等を収集し、組合員に提供する事業です。近年は「情報」が重要な経営資源と考えられているため、組合や業界の情報を広く発信していくことが重要です。

### ●金融事業

事業資金の確保は、常に中小企業者の経営上の大きな課題です。金融政策は、国等が実施する経済対策の大きな柱となっています。組合が行う金融事業は、組合員に対する事業資金の貸付、手形の割引、又は金融機関に対する債務保証等の形態で実施され、必要な資金を組合が借り入れて転貸するケースや、組合の斡旋により組合員が直接借り入れるケースがあります。また、組合員が顧客や仕入先等と取引する場合、組合がその債務を保証する事業も行われています。

### ●共同労務管理事業

組合員企業の従業員の確保・定着あるいは能力開発等、組合員が行う労務管理の一部を組合が代わって行う事業です。これにより福利厚生等の労働条件、安全衛生、作業環境の改善が図れるほか、従業員の定着率や技術・技能の向上が図れます。

### ●外国人技能実習生受入事業

協同組合が監理団体となって技能実習生を受入れ、実習実施機関である組合員企業で研修を行うことで、我が国で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として行われるものです。職業紹介事業の許可等、事業実施に当たっては一定の要件が必要ですのでご注意ください。

### ●福利厚生事業

組合員の生活面の向上を図るための事業で、健康診断、慶弔見舞金の支給、親睦旅行、レクリエーション活動等があり、組合員の融和、参加意識の向上等に必要不可欠です。なお、慶弔見舞金等で10万円を超える金額を支払う場合には、名称にかかわらず共済事業に該当しますのでご注意ください。

### ●環境変化に対応する新たな事業

地域の中小企業が生き残っていくためには、新技術や新製品の開発、海外市場等への積極対応、地球環境問題への対応等が避けて通れないものとなっています。こうした状況の中で、組合としても組合員の新たな戦略展開をバックアップする事業活動の展開が求められています。特にインターネットを活用した共同販売等の情報戦略、地域ブランドの開発と発信、海外市場調査、ものづくり技能の承継等は喫緊の課題であり、組合としてさらなる積極的な対応が望まれます。

## 愛媛県中小企業団体中央会による組合設立支援事例

愛媛県中小企業団体中央会では、平成27年度に「小規模事業者連携促進事業（全国中小企業団体中央会補助事業）」等を活用して多くの任意団体等を発掘し組織化を進めてきました。ここでは愛媛県中央会の取組みを紹介します。

### ■小規模事業者連携促進事業とは

小規模事業者の多くは、連携・組織化によって経営力を高められる可能性があっても、自ら連携先を見つけてグループ化を主導することが困難なことから、結局連携組織の形成に至らない場合が多い。そのため、県中央会が、連携することによって課題解決や経営資源の補完ができる可能性のある小規模事業者のグループを発掘し、連携組織の形成や共同事業の企画・立案を能動的に支援することにより、小規模事業者の連携・組織化の一層の促進を図ることを目的としている。

具体的には、①外部専門家の設置、ニーズ調査の実施、②情報交換会の開催、③検討会の開催、④普及啓発といった事業を通じて組合設立を推進する。

### ■平成27年度の取組み

愛媛県は一次産業に係る組織化案件が多く、そのほとんどの経営基盤が脆弱であるため、組織の継続を目的とした組合設立支援が特徴である。

#### (1) 販路開拓支援

愛媛県中央会が実施する販路開拓事業・商品ブラッシュアップ事業を活用して、食品のブラッシュアップによってマーケットニーズに対応した商品改良を行い、組合設立後の共同経済事業につなげていく。

実際の商品はマーケットニーズに沿っていないケースが多く、マーケットインの発想も乏しい。組織化を前提とした事業者にはブラッシュアップ事業を受けさせ、自分たちが作った商品がどういう評価を得ているのかを必ず確認してもらい商品改良に反映させていった。商品によっては県外の消費地で通用するものもあるので、その場合は県外の展示会に出展できるよう支援を行った。

#### (2) 設立資金支援

設立時の一番の課題である資金の問題を解決するため、県の施策の中から地域密着ビジネス創出助成事業（ファンド事業による設備投資を伴う創業資金）を有効に活用した。中央会や単独ではできることにも限界があるため、他支援機関との連携により組織化を進めた。

### ■平成28年度の取組み

#### (1) 前年度に収集したニーズ調査結果の活用

平成27年度に実施した小規模事業者連携促進事業の成果が評価され、平成28年度は県の補助事業として同様の事業を実施することとなった。そこで、平成27年度のニーズ調査結果からビジネスプラン等を見直すことで組織化が見込まれる任意グループに対して、現状と課題、解決方策の方向性とポイント、それにより期待できる効果等について事例を交えて提案を行った。

#### (2) 前年度に発掘した任意グループへのアプローチ

愛媛県中央会が受託している販路開拓事業・商品ブラッシュアップ事業を活用し、マーケットニーズに対応した商品改良を行って売れる商品へと導いた後、組合設立を推進した。隘路となっている設立資金については、前年度同様に地域密着ビジネス創出助成事業を活用した。

#### (3) 新たに実施したニーズ・情報収集活動

新たに地域の活動や資源に関する情報、地域のイベント情報等の収集を行った。

- ①行政機関（愛媛県・各市）、関係団体等の支援情報
- ②地域団体・企業からの情報
- ③紙媒体：広報誌、タウン誌、フリーペーパー、地方紙



情報交換会の様子

- ④電子媒体：インターネット、SNS (Facebook等)
- ⑤マスメディア：テレビ

#### (4) 情報交換会や検討会の開催

##### ①『中央会組合組織化情報交換会 in南予』の開催

八幡浜地区と宇和島地区の2箇所で開催。組織化に向けた事例発表とパネルディスカッションを行い、組織化に興味を持つグループのメンバーに対して組織化に向けた意識を醸成した。

##### ②支援対象検討会の開催

外部専門家の収集してきた情報・発掘案件について、実現可能性等を考慮して組織化支援を優先的に行うかどうかを判断、選別した。

### ■平成29年度取組み(予定)

平成29年度も県補助事業を活用し、県内の限定された地域や少人数で活動している任意グループに対して、その事業内容を把握するとともに専門家(小規模事業者連携推進員)を派遣し、農工商連携や新商品開発、海外展開、販路開拓等を提案することで組織化の意識を高め、組合の設立を行うこととしている。

### ■事業成果

平成27年度に実施した小規模事業者連携促進事業による支援の結果、平成28年度には4組合が設立されたほか、平成29年度にも8グループの組合設立が期待されている。

#### 平成28年度設立組合

組合名	概要
ひめ座協同組合	異業種10名による協同組合。連携体による販売体制を構築し互いのノウハウを共有しながら、将来的には海外展開も視野に入れ、付加価値・差別化を図った商品のブラッシュアップ及び開発・共同販売を行う。組合が主体となって他者からのブランド構築等のコンサルティング事業も共同受注として行う。
企業組合遊子川ザ・リコピンズ	西予市城川地域で高い糖度の高原トマトを原料に「トマトスポン」「トマトケチャップ」等の加工食品の製造及び販売のほか、遊子川地域農産物等の直接販売及びイベント活動、遊子川地域農産物や加工品等を提供する飲食業(食堂遊子川)を行う。
企業組合森の風	遊休地、休耕地、耕作放棄地に菜の花・エゴマを栽培して収穫、国産菜種油や食用及び観賞用菜の花を生産し、観光資源として活用する。
別子山企業組合	別子山の魅力ある特産物の生産・加工・販売及び飲食業等を行い、自ら働く場を創出するとともに地域の活性化を図る。

Part2では組合が  
どんな取組みをしているか  
ご紹介いたします。



# 全国で活躍する組合事例

## 1 東日本リースキン協同組合

主たる組合事務所 福島県伊達市  
業種 清掃用品のリース・販売業

## 2 草加煎餅協同組合／ 草加地区手焼煎餅協同組合

主たる組合事務所 埼玉県草加市  
業種 米菓製造・小売業

## 4 富山県麺類飲食業生活衛生同業組合

主たる組合事務所 富山県富山市  
業種 小売業（麺類飲食業）

## 3 企業組合であい村蔵ら

主たる組合事務所 静岡県賀茂郡松崎町  
業種 飲食業、雑貨販売業

## 5 あそびのきちおひさま企業組合

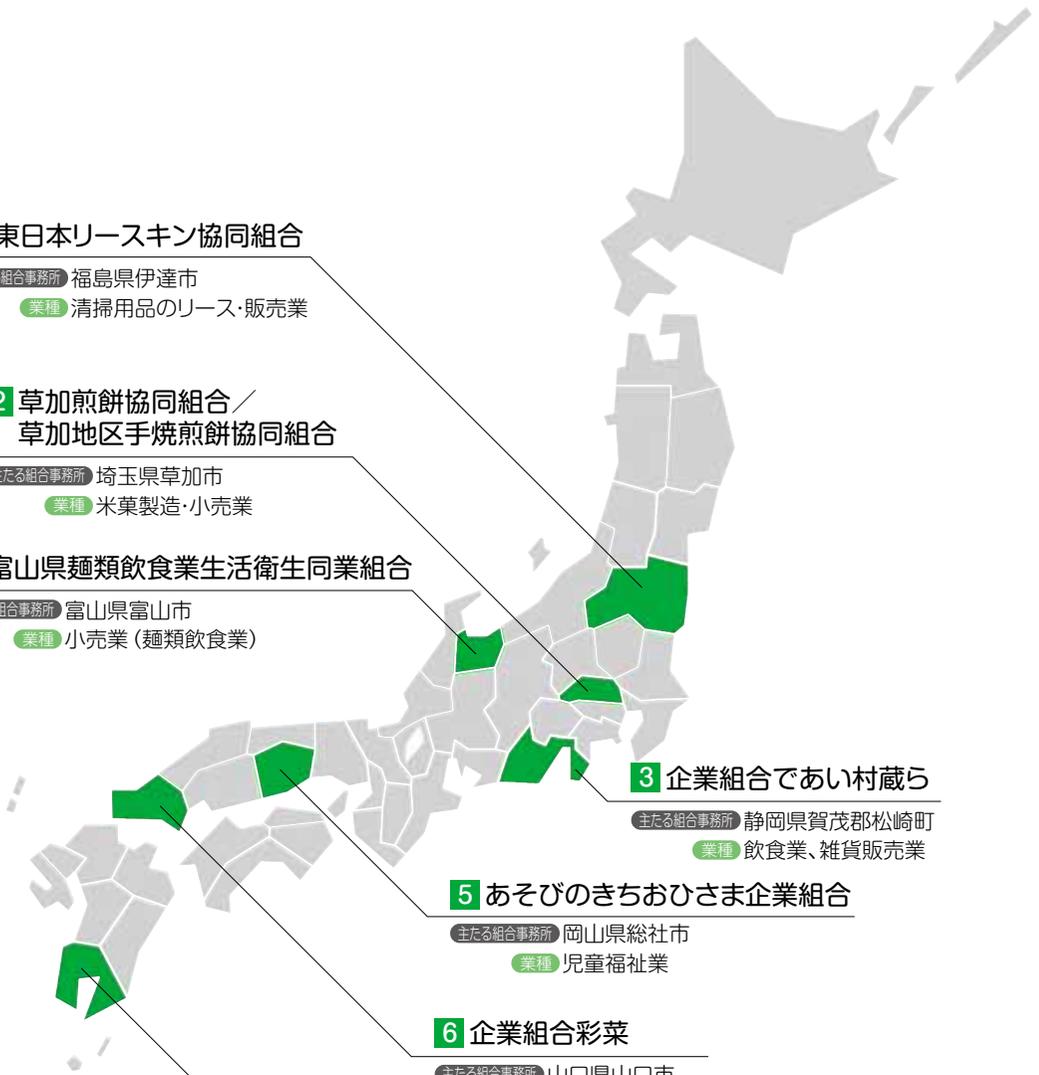
主たる組合事務所 岡山県総社市  
業種 児童福祉業

## 6 企業組合彩菜

主たる組合事務所 山口県山口市  
業種 食品製造・小売業

## 7 鹿児島県薩摩焼協同組合

主たる組合事務所 鹿児島県日置市  
業種 陶磁器製造業



# 1 東日本リーススキン協同組合

## 「営業ハンドブック」で組合員のスキルアップ!

### 組合概要

住 所：〒960-0501 福島県伊達市伏黒字八反田2-1  
T E L：024-584-3090  
F A X：024-584-2534  
U R L：－  
設立年月日：昭和57年6月16日  
出 資 金：7,800,000円  
組 合 員 数：18名  
業 種：清掃用品のリース・販売業



### 組合のPRポイント

理事長 直江 市治

組合員同士の強い結束力で組合設立から35年。組合事業への熱心な取組みに留まらず、清掃奉仕活動も共同で実施するなど、未だに組合員の絆は揺るがない。今後も組合員の益々の発展、地域貢献を目指して組合事業に取り組みます。

### ● 組合を設立してよかった点・メリット

小さな企業が集まって信用力を得ることにより、組合員の資金調達の道が開かれたことは大変よかった。また、継続的に勉強する環境が整ったことも組合員の経営に大きなプラスとなった。経営者は孤独だが、お互いに悩みを打ち明けて相談できる場が出来たことは、事業を継続していく上での大きな力となった。

### ● 事業取組みの動機

組合を設立した当時は玄関マットやモップ等のレンタルを行うダストコントロール業界の成長期であり、多くの事業者がこの時期に事業を開始したが、資金も販売先も持たない脱サラ組の個人事業者等は事業資金の調達に四苦八苦していた。そこで、組合の信用力をテコとした転貸事業を行うべく組合を設立した。

### ● 主な事業の内容とその成果

組合設立の動機となった転貸事業は現在も継続している。過去に組合員の返済が滞ったことは1度もなく、今後も組合の主要事業として取り組んでいく。他には人材育成事業

に力を入れている。全組合員がリースキンの代理店であり、各社の従業員が備えるべき商品知識や営業スキルは共有化できるものが多い。個人の経験だけに基づいて行動する時代では無く、基本的な営業スキルは企業が責任を持って論理的に教育していくことが必要となっている。1社での取組みには限界があるので、組合がしっかりとサポートするべく取り組んでいる。営業トーク、リース商品の推進ポイント、失敗事例、成功事例等を纏めた「リースキン営業ハンドブック」を作成し、研修で教材として利用すると共に、現場においても貴重な指針として活用されている。特に失敗事例や成功事例を組合員が惜しげも無く社外に持ち出したことは、組合事業だからこそ成し遂げられたこと。人手不足の中、各組合員に大きな成果をもたらしている。

## ● 今後の展開

組合や組合員を取り巻く事業環境は組合設立当初と比べて大きく変化してきている。組合員の経営も2代目、3代目へと承継される時期にきている。組合としては、次代を担う経営者の育成に努めると共に、地域貢献を意識した組合事業の展開を図っていく必要があると考えている。組合員の若手9名で「組合活性化委員会」を結成し、組合の方向性等について自由に議論して、理事会に報告する取組みを開始している。「リースキン営業ハンドブック」も組合活性化委員会から生まれた。

また、各個人家庭を訪問するという事業の特性を活かして、「高齢者見守りネットワーク」にも積極的に協力している。現在は5つの自治体と協定を締結済み。組合員の事業継続・活性化支援が組合の重要な使命の1つであることを肝に銘じて、今後も組合事業に取り組んでいく。



自治体と協定締結



失敗事例も掲載されている営業ガイドブック

## 2 草加煎餅協同組合／草加地区手焼煎餅協同組合

## 連携してPR! 草加せんべいの伝統と味を守り続ける取組み

## 組合概要

URL : <http://www.sokasenbei.com/>(草加せんべい振興協議会)

草加煎餅協同組合／理事長 豊田 重治

住 所：〒340-0016

埼玉県草加市中央2-16-10

TEL : 048-928-8111(草加商工会議所)

FAX : 048-922-2060

設立年月日：昭和42年6月14日

出資金：2,000,000円

組合員数：11名(うち小企業者11名)

業 種：米菓製造・小売業

草加地区手焼煎餅協同組合／理事長 鈴木 康弘

住 所：〒340-0015

埼玉県草加市神明2-4-13

TEL : 048-953-9482

FAX : 048-953-9483

設立年月日：昭和43年6月14日

出資金：2,405,000円

組合員数：24名(うち小企業者数24名)

業 種：米菓製造・小売業

## 組合のPRポイント

理事長 豊田 重治(左)／理事長 鈴木 康弘(右)



草加せんべいは、うるち米が原料の醤油味に代表される昔ながらのせんべいであるが、網の上で焼き上げる際に押すことで、仕上がりが丸く平らな形状となるのが特徴である。製造は1時間に千枚程度と量産はできない。

店舗ごとに受け継がれた味には違いがあり、地元の顧客はそれぞれ最良のお店があるので、35店舗あっても顧客の取り合いにはならないという。

こうした組合員間、組合間の良好な関係がスムーズな連携活動の一因といえる。



## ● 組合を設立してよかった点・メリット

両組合とも組合設立は昭和40年初頭と歴史が古く、草加せんべいという地場産業の職人である組合員を支える活動を行ってきた。全盛期は草加地区に約130軒近くのお店が軒を連ねたが、時代とともに数が減り、現在では2組合で35社となっている。

今日では2組合が連携し「草加せんべい振興協議会」として、対外的なPR活動を行う一方、草加市を代表する特産品として、地域や行政とも密接に関わりながら、多様な活動を行っている。

母体としての各組合の活動があつてこそ、両者の連携につながり、今日の展開に至っている。

## ● 事業取組みの動機

平成18年に一般財団法人食品産業センター主催「本場の本物」ブランドの認定を受けるべく、草加せんべい2組合の連携が実現し、「草加せんべい振興協議会」を立ち上げた。以降、青年部を中心に2組合の交流が活発になり、「草加せんべい」として対外的なPRや事業展開を行

う場面では、協議会として活動を行うようになった。

## ● 主な事業の内容とその成果

「草加せんべい振興協議会」が行う活動は、イベント事業の開催や出展、地域振興への取り組みが主である。

イベントとしては、協議会設立6年目の平成22年にアメリカのセントラルパークで開催された「Japan Day 2010」に草加市長と協議会で参加し実演、行列が途切れない程好評を得た。また、平成27年5月に「本場の本物」認定食品ブランドの一品として「イタリア・ミラノ国際博覧会」へ出展の際は、2千枚のせんべいの配布とともに、イタリア語と英語によるアンケートを実施した結果、欧米では受けないという定説に反し、好評を得た。

一方、地域振興の取り組みとしては、草加市内のマラソン大会の参加賞や商店街主催のスタンプリーの景品として草加せんべいを提供し、平成25年からは草加市内の小学校入学式で新入生に配布している。また、各種イベントで手焼きコンテストや体験コーナーを設ける等、地元の人達に草加せんべいへの愛着や誇りを持ってもらうための様々な活動を展開している。

## ● 今後の展開

こうした草加せんべい振興協議会の様々な取り組みは、毎月1回開催される定例協議会で両組合のメンバーによる情報交換や課題の共有を行うことによってアイデアが生まれている。

今後の企画の一つに、せんべいをういたギネス記録への挑戦を計画しており、平成30年、草加市が60周年を迎える記念の年に、チャレンジをして市を盛り上げたいと両組合の理事長は構想を語った。



イベント



草加せんべい味比べ詰め合わせ

## 3 企業組合であい村蔵ら

### 高齢者が元気で、まちも元気!働くデイサービス「蔵ら」

#### 組合概要

住 所：〒410-3611 静岡県賀茂郡松崎町松崎3191-1  
T E L：0558-42-0100  
F A X：0558-42-0100  
U R L：[http:// www.wwq.jp/kurara/](http://www.wwq.jp/kurara/)  
設立年月日：平成25年4月(任意団体としては平成22年)  
出 資 金：900,000円  
組 合 員 数：27名(うち小企業者数一名)  
業 種：飲食業、雑貨販売業



#### 組合のPRポイント

理事長 青森 千枝美

現在の組合員は27名。すべて65歳以上の高齢者であるが、なかでも80才を超える青森代表理事の「町を元気にしたい」「高齢者を元気にしたい」という想いと行動力が、組合活動の原動力となっている。想いを共有する仲間が集い、技能や経験を結集することで、「町の活性化」「高齢者の健康維持」に結実している。

#### ● 組合を設立してよかった点・メリット

金融機関との取引を開始するに際しても、法人である企業組合と個人とでは信用力が違うし、「まちおこし」「高齢者の働く場所」という夢の実現に向けて、静岡県や松崎町、中央会をはじめ様々な機関から支援をいただくことができる。

#### ● 事業取組みの動機

町内で増加する高齢者の働く場所づくりやコミュニケーションを広げる憩いの場の確保を目的に、地元の食材を使ったワンコインランチ、弁当宅配サービス、手作り装飾品の展示や販売、小物作りの体験教室を行っている。

当初は任意団体として取り組んできたが、2年間の活動実績による事業拡大に伴い企業組合を設立した。設立にあたっては、静岡県中央会の支援を受けた。

#### ● 主な事業の内容とその成果

主な事業は、「食堂事業」と「手芸品や装飾品の製作事業」である。

組合員がこれまで培ってきた技能や経験を持ち寄って、「食事」や「手芸品・装飾品」

を提供している。

これら事業を通じて、地域交流の場である「居場所」づくりを実践しており、地元の食材を使った食事処（ワンコインランチ）の弁当宅配サービス、また、1階及び2階のギャラリーでは、高齢者の100人ほどが手作りした装飾品などの展示・販売を行う他、小物作り体験教室も開催しており、高齢者がいきいき活躍できる場所づくり、1人暮らしの人や高齢者が気軽に遊びに立ち寄り、食事ができる場所づくりを目指している。

任意団体から企業組合に変わり、組合員それぞれが出資していることで、自分の組合という自覚が芽生え、従来よりもさらに仕事に励むようになった。結果、健康面でも病気をすることも少なくなり、生活に張りが出るようになった。また、個人の健康づくりだけでなく、町全体が元気になるよう、町内の他商店にも呼びかけ、「ワンコインマップ」を作成して観光客が町内を巡る仕組みづくりをするなど、まちおこしへの貢献度も高い。

## ● 今後の展開

青森代表理事は、設立5年が経ち新たな取組みに挑戦する必要性を感じている。「健康寿命が一番の松崎を美食の町にしたい。蔵らでは、チャンス、チャレンジ、チェンジ、チャーミングの「4つのチ」を合い言葉に、みなで智恵を出し合い、出来る人が出来ることをしている。ここから町おこしのお手伝い、高齢者の生きがい（働く場）づくり、高齢者の居場所づくりをして、今以上に松崎町を活性化していきたい。高齢者には「教養（今日（の）用（事））と教育（今日行く（所））が必要なんですよ」とチャーミングに語った。



## 4 富山県麺類飲食業生活衛生同業組合

### 地域食材によるブランド商品開発で組合を活性化! 未来を切り拓く!

#### 組合概要

住 所：〒930-0042 富山県富山市泉町1丁目6番17号  
T E L：076-491-3110  
F A X：076-491-3110  
U R L：<http://www.ikemen-toyama.com/>  
設立年月日：昭和44年2月24日  
出 資 金：1,068,000円  
組 合 員 数：133名(うち小企業者数120名)  
業 種：小売業(麺類飲食業)



#### 組合のPRポイント

理事長 高倉 進

組合主催で「麺フェスタ」を年に1回開催しており、来場者には蕎麦打ち体験や、組合員店舗の蕎麦やうどんを振る舞っている。

また、同業者による横のつながりができたことにより、年に1回、その時々に沿ったテーマの研修会を開催している。その他、店舗の定休日や休憩時間を活用し、富山県内の福祉施設等を訪問し、入居者等に対して、蕎麦やうどんを振る舞うなど、地域貢献活動にも力を入れている。

#### ● 組合を設立してよかった点・メリット

組合が主体となって富山県のお土産を開発するという事は、組合員にとって商売敵となるにも関わらず、組合員同士が手を取り合い、積極的に協力してくれた。

組合というつながりがなかったら、このような機会には恵まれなかったかもしれない。

#### ● 事業取組みの動機

近年、組合員の脱退が相次ぎ、数年後には組合運営が困難な状況となることを危惧した。

そこで、麺類飲食業組合ならではの、富山県産の食材を活用したお土産、なおかつ組合員店舗で使用することができる商品の開発・販売を行うことで、当組合に加入するメリットを作り出し、新規加入促進を図ることで、組合員の減少に歯止めをかけることとし、組合員企業の経営力基盤の強化を目的とした。

#### ● 主な事業の内容とその成果

取組み当初は、組合員各店舗により定休日や営業時間が異なるため、日程調整に苦慮した。そのような中、組合役員と組合青年部が主体となり、富山県の名産であり、全国的

にも有名な「ほたるいか」と「白エビ」を活用して、「ほたるいか」を唐辛子に、「白エビ」を胡椒に調合した『富山湾スパイス』を開発することとなった。

「ほたるいか」と「白エビ」が持つ、それぞれの風味を損なうことなく、唐辛子と胡椒に調和する配分の調整に試行錯誤し多くの時間を要した。

特に、唐辛子については、温かいつゆに入れると「ほたるいか」独特の臭みが出てきてしまうため、微調整を何度も繰り返した。

現在では、一部の組合員店舗において試験的に使用されているとともに、小さい子供や高齢者が取り扱う上で、安全性が確保されるような形状の容器開発も併せて行っている。

一方、年1回の麺フェスタの開催と福祉施設等への慰問を継続的に行っている。どちらも楽しみにしてくれている地元住民が多くいるなど、地域密着の麺類店として地域貢献などの役割を果たしている。



富山湾スパイス



麺フェスタでの蕎麦打ち体験の様子

## ● 今後の展開

『富山湾スパイス』は、富山ブランド商品として売り出したいが、『富山湾スパイス』を取り扱えるのは組合員だからこそ、というメリットを付加価値として展開し、本格的な商品開発に取り組むこととしている。

課題として、試作・開発の段階から、各メディアや富山県中央会の広報誌に取り上げられているものの、組合に対して『富山湾スパイス』に関する問い合わせは少ないので、組合の認知度を高めるためにも、周知・広報に力を入れていく。

『富山湾スパイス』を開発することにより、組合役員や組合青年部を筆頭に、組合員一丸となり富山県内の麺類飲食業の活性化を図っていきたい。



メディアによる取材を受ける高倉理事長(右)

## 5 あそびのきちおひさま企業組合

### 地域児童を広く受け入れ、地域の活性化に貢献!

#### 組合概要

住 所：〒719-1311 岡山県総社市美袋1584-1  
T E L：0866-99-2850  
F A X：0866-99-2850  
U R L：<http://asobinokichiohisama.com/>  
設立年月日：平成26年10月1日  
出 資 金：1,200,000円  
組 合 員 数：12名(内小企業者数12名)  
業 種：児童福祉業



#### 組合のPRポイント

代表理事 田中 智子

一時預かりは、学区を問わず0才から6年生までの児童を預かることができるため、保護者にとって気軽に児童を預けることができる。組合の教育方針もシンプルで、家庭的な教育を心がけているため、初めて来た児童でもすぐに馴染むことができる。また、保育所のスタッフ(組合員)が親身になって保護者の相談に対応することから保護者にとっても自由で安心する居場所となっている。

#### ● 組合を設立してよかった点・メリット

企業組合設立以前は任意団体として児童の一時預かりを事業として行っていたが、任意団体であるがゆえにステークホルダーから信用を得ることが難しかった。法人化したことで市役所をはじめとした保育関係者の方々から広く受け入れてもらえるようになり、保護者が安心して預ける体制が整備された。

#### ● 事業取組みの動機

平成15年に当時幼稚園の保護者だった有志が、過疎化が進む地域において異なる年齢の子供たちが群れ遊び、生きる力を育んだ昭和の時代の環境を取り戻しつつ、子供たちが安心して遊べる場を提供するために任意団体として活動を開始した。その後、総社市から委託を受けて学童保育を開所した。幼稚園児以下の保育は引き続きボランティアで続けていたが、受け入れ幼児の増加に伴い、平成26年10月に許可外保育施設として申請した。NPO法人等の法人化も検討したが、岡山県中央会のサポートや幅広く事業を実施できる企業組合を選び法人化に至った。

## ● 主な事業の内容とその成果

児童の預かりを主たる事業とし、学区外の児童や障害を持つ児童等を広く受け入れて教育することを主な事業としている。放課後子ども教室「わくわく温羅クラブ昭和」では学童保育の児童も学童保育以外の児童も一緒に参加でき、地域の方々に先生になってもらい、コーラス、料理や手芸、スポーツ、山や川での自然体験、地域の歴史を教わる事業を展開している。

また、子どもたちだけではなく保護者や住民、スタッフから提案された企画をとり入れて実現に向け全力でサポートしている。保護者の子育てへの悩みや不安を聞き、相談に対応し、幼稚園や小学校と連絡を取りあい、地域とつながって安心して子育てができるようにサポートしている。さらに、子育て勉強会の開催や発達障害の支援コーディネーターによる定期的な相談・助言のもと子どもたちがその個性を輝かせることを応援している。

## ● 今後の展開

夏休み期間には、学区外の小学生からの受け入れニーズが多く、幼稚園児や未就園児への配慮が不十分となることを防ぐため、保育環境の充実させるための施設の見直しを図った。

また、発達障害等のある子供たちに適切な対応ができるよう、スタッフへの研修の充実化を図り、質の高い保育事業を展開することで、安心して子育てのできる地域づくりを行うことを目指している。



学習指導の様子



放課後子ども教室の様子

## 6 企業組合彩菜

### 生涯現役をモットーに味にこだわったハーブ商品を生産

#### 組合概要

住 所：〒754-1277 山口県山口市阿知須6558  
T E L：083-925-7301  
F A X：083-925-7301  
U R L：—  
設立年月日：平成27年12月14日  
出 資 金：120,000円  
組 合 員 数：4名(内小企業者数4名)  
業 種：食品製造・小売業



#### 組合のPRポイント

代表理事 安本 緑

組合の自慢は商品の品質であり、「私たちが美味しいと感じること」が商品を開発・製造する上での基本理念となっている。

組合が取り扱う商品は、「ハーブソルト」と「ハーブティー」の2商品である。特に、最近売れ行きが好調なハーブソルトの特徴として、100%国産ハーブを市販の商品よりも高い配合率で使用し、海塩ではなくあえて岩塩を炒めて使用することでハーブの香りと良質な味を両立した商品の提供が実現されている。

#### ● 組合を設立してよかった点・メリット

法人化したことで、補助金を利用してのプロのデザイナーによるパッケージデザインの作成や各関係機関からの指導を受けて法律に準拠した食品表示ラベルの作成、JANコードの取得に加えて、対外的な信頼を獲得するとともに新たな販路の獲得を図ることが出来た。

#### ● 事業取組みの動機

定年を迎え「生涯現役・前向きな人生を送りたい」との志を同じくする主婦4人が集まり、「売り手と買い手が幸せになるものを販売したい」という思いで試行錯誤を繰り返しながらたどり着いた商品が、香り豊かなハーブティーとハーブソル



企業組合彩菜のメンバー

ト。初めは地域のイベントや近所の友人・知人への販売に限られていたが、「より多くの人達へ使ってもらいたい、安心・安全な商品を提供する責任を果たしていきたい」との思いの下、法人化に至った。

## ● 主な事業の内容とその成果

日本人の味覚に合わせて品質の高いハーブティーとハーブソルトを生産・加工・販売している。組合員が共同で作業を行うのは土日の週2日、平日はそれぞれが主婦業やパートをしながら各自で商品の製造や販売先に対するセールスを行っている。取引量が増加するに従い、事業運営に関する情報量が増加したので流行のスマホ SNSアプリを駆使して情報共有している。



ハーブソルト(左)とハーブティー

商品の品質にこだわって商品化していることやプロのデザイナーによる洗練されたパッケージデザインを採用していることから、口コミでリピーター顧客が増加しており、大手食品メーカーの宅配サービスや県内のこだわりを持った食料品専門店など取引先も増えてきている。

## ● 今後の展開

最終的な目標は、パート等と兼業している組合員が専業で事業活動に従事しても十分な収入が確保することである。そのためには、購入者からの需要に対して天候等に左右されやすいハーブの生産が追い付いておらず、生産量の増加が当面の課題となっている。今後はハーブの栽培面積を増やすことや、業務時間の見直し等を検討し、チャンスロスを減少させたいと考えている。

また、商品の付加価値をさらに高め、当組合のハーブ商品他団体等とのコラボレーションも検討している。

## 7 鹿児島県薩摩焼協同組合

### 技術と感性のコラボレーションにより薩摩焼のさらなる ブランド強化と需要拡大を目指す

#### 組合概要

住 所：〒899-3101 鹿児島県日置市日吉町日置5679 日置南洲案内  
T E L：099-292-5156  
F A X：099-292-5191  
U R L：<http://www5.synapse.ne.jp/satsumayaki/index.html>  
設立年月日：平成9年8月8日  
出 資 金：450,000円  
組 合 員 数：45名  
業 種：陶磁器製造業



#### 組合のPRポイント

代表理事 西郷 隆文

数百年の歴史と伝統そして現代を融合させ、伝統的な技法に新たな技法を加えて新しい作品を作り出す。各窯元がオリジナリティーを追求していくことで薩摩焼のブランド確立と需要拡大につなげていく。

#### ● 組合設立の背景・設立してよかった点

平成9年8月、65窯元の賛同を得て鹿児島県陶業協同組合を設立。共同販売事業として同年11月の『第8回薩摩焼フェスタ』をはじめ、『薩摩焼発祥400年記念大薩摩焼まつり（平成10年3月）』、『薩摩焼400周年記念事業 薩摩焼窯元展（平成10年8月）』を次々と開催した。

また、平成14年1月には国の伝統的工芸品の指定を受けたほか、平成19年1月には「薩摩焼」が地域団体商標として登録されるなど、薩摩焼の需要拡大とブランド確立に取り組んでいる。

なお、平成25年7月9日に鹿児島県薩摩焼協同組合へ名称を変更した。

#### ● 事業取組みの動機

薩摩焼は400年以上に及ぶ長い歴史の中で、鹿児島の豊かな風土に生まれ、陶工たちのたゆまぬ努力によって発展をとげてきた。島津藩の時代には、パリ万博に薩摩焼が出品されたことを契機に多くの作品が海外に輸出され、世界に「SATSUMA」の名を知らしめた。

現在のところ、「古薩摩」と呼ばれる古い作品は非常に評価が高いが、新しい薩摩焼の評価はまだまだ十分とはいえない。窯元の減少や市場の縮小といった厳しい環境の中で、薩摩焼ブランドの確立が求められていた。

## ● 主な事業の内容とその成果

組合設立時より開催しつづけている『薩摩焼フェスタ』も今回で第27回を迎え、平成28年11月30日～12月4日にかごしま県民交流センターで開催された。このフェスタは県内の窯元が一堂に集う南九州最大の焼き物の祭りで、毎年1万人もの来場がある。

今回のテーマは“あかり”。組合員の窯元も工夫を凝らした作品を出展したほか、薩摩焼の展示販売、窯元カップでお茶を楽しめる「かふえ まのん」、子ども陶芸作品展、薩摩焼と“あかり”をテーマとした絵葉書展、チャリティーオークションなどのイベントを実施し、薩摩焼の魅力を来場者にアピールした。

## ● 今後の展開

当組合には高い技術を持つ伝統ある窯元と芸術的な感性を持つアーティストの窯元が混在している。それぞれの窯元たちが得意分野を活かして、技術と感性のコラボレーションにより新たな薩摩焼をアピールできれば、薩摩焼のブランド力はより高まってくる。そして、いずれは「JAPANブランド SATSUMA」として再び世界に通用するブランドを目指している。

平成30(2018)年は明治維新から150年にあたることから、来年の大河ドラマは西郷隆盛が主人公の「西郷(せご)どん」に決定した。今後ますます鹿児島が注目される中、当組合も様々な活動を通じて、引き続き薩摩焼の継承・普及活動に邁進していく。



2016フェスタちらし



フェスタの様子

Part3では  
全国各地の特産品を  
取り揃えました。  
お楽しみに!



# 全国特産品カタログ

- 全国の小企業者組合が手がける逸品をご紹介します



# 全国特産品 カタログ

全国の小企業者組合が手がける  
逸品をご紹介します

特産品紹介 No.2  
青森県

企業組合でる・そーれ

## 中まで赤〜いりんご

種苗登録名「御所川原」(平成8年6月)



中の果肉まで赤いりんご。様々な品種と交配を進め、開発まで20数年の歳月を費やしました。世界的にも希少な品種で、爽やかな酸味が特長です。取扱商品は、ジュース、ジャム、生果です。

お問い合わせ

企業組合でる・そーれ

<http://www.delsole-aomori.jp/>

☎ 0173-34-3971

特産品紹介 No.4  
宮城県

宮城県ころ柿出荷協同組合

## ころ柿



奥州の地に育つ最高級の柿を丁寧に皮むきし、天日と蔵王おろしの寒風に一ヶ月間じっくり乾燥させ、自然と手技で豊かな甘味の「干し柿」に仕上げる古くから継承される逸品。

お問い合わせ

宮城県ころ柿出荷協同組合

担当 理事長 保科 惣一郎

<http://www.korogaki.jp/>

☎ 0224-25-3013

特産品紹介 No.6  
山形県

企業組合かほくイタリア野菜研究会

## かほくイタリア野菜



山形県河北町及び近隣市町村の気候風土を利用して、かほくイタリア野菜研究会の栽培マニュアルに基づいて生産されたイタリア野菜です。組合で厳選されたイタリア野菜が出荷されています。

お問い合わせ

企業組合かほくイタリア野菜研究会事務局

<http://kahoku-italia-yasai.com/>

☎ 0237-73-2122

特産品紹介 No.1  
北海道

ニセコフードコミッション企業組合

## ニセコ誌風音



ニセコ米を原料としている米粉を100%使用したシフォンケーキであり、現在は26種類を販売している。グルテンフリー商品のため、小麦アレルギーの人でも安心して食べることができる。

お問い合わせ

ニセコフードコミッション企業組合

担当 代表理事 齋藤行哉

<http://nisekofood.jp/>

☎ 0136-44-1400

特産品紹介 No.3  
岩手県

山田町特産品販売協同組合

## 乾しいたけ



山田町の椎茸は、寒い中で育てているため、肉厚で味が濃く、香りが強いのが特徴です。全国品評会で最高賞の「農林水産大臣賞」を毎年のように受賞しており、全国で高い評価を受けています。

お問い合わせ

山田町特産品販売協同組合

<http://www.yamada-michinoeki.jp/index.html>

☎ 0193-89-7025

特産品紹介 No.5  
秋田県

西明寺栗生産販売事業協同組合

## みたらし渋皮煮「西明寺栗」



日本一の大きさをもつといわれ、甘味とふっくらとした実が特徴の「西明寺栗」を醤油味の渋皮煮に仕上げました。栗本来の旨みを堪能できます。

お問い合わせ

西明寺栗生産販売事業協同組合

<http://katakurikan.jimdo.com/>

☎ 0187-47-3535

特産品紹介 No.7  
福島県

野沢民芸品製作企業組合

## 張り子



昭和37年より民芸品を製作。「赤べこ」や干支張り子製作を通じ、伝統産業の振興に努めているほか、近年は「起き上がりムック」「ウルトラマン小法師」等、キャラクターのコラボレーションや独自のオリジナル商品にも取り組んでいる。

お問い合わせ

野沢民芸品製作企業組合

<http://www.nozawa-mingei.com/index.html>

☎ 0241-45-3129

特産品紹介 No.8  
茨城県

笠間焼協同組合

笠間火器



伝統工藝品である笠間焼の販路開拓を図るため、県工業技術センターの指導を受け、新たな技法を用いて笠間焼の耐熱用食器(笠間火器)を開発。ブランド化を図り販路拡大中。

お問い合わせ  
笠間焼協同組合  
<http://www.kasamayaki.or.jp/>  
0296-73-0058

特産品紹介 No.9  
栃木県

日光彫協同組合

日光彫



「ひっかき刀」と呼ばれる独特の道具で彫った曲線と材料の美しさを引き出す日光堆朱と呼ばれる漆塗りを江戸時代から伝える、日光彫。木の温もりと手作りならではの繊細さ、味わいを感じられる。

お問い合わせ 日光彫協同組合  
(日光商工会議所日光事務所内) 0288-50-1171

特産品紹介 No.10  
群馬県

協同組合鬼石職工

鬼石常夜灯

大工・板金・塗装・左官職人などの得意技術が活かされた製品。灯火を支える本体部分の優美な曲線が特徴(意匠登録)で、グッドデザインぐんま選定商品に認定されている。

お問い合わせ  
協同組合鬼石職工  
担当 理事長 小池 守  
<http://www.onishishokko.com/>  
0274-52-2601



特産品紹介 No.11  
埼玉県

草加煎餅協同組合・草加地区手焼煎餅協同組合

草加せんべい



草加せんべいは職人達の努力により伝統の技術と味が守られています。ブランドの認知度を更に高めるとともに品質の維持、管理体制を構築して参ります。

お問い合わせ  
草加地区手焼煎餅協同組合 <http://www.sokasenbei.com/>  
048-953-9482

特産品紹介 No.12  
千葉県

山夢来本舗企業組合

山武いちごミルクプリン

【特性ソースで召し上げられ山武産いちご使用】  
山武市産のいちごを100%使用した「山武いちごミルクプリン」。完熟いちごの甘酸っぱい香りが特徴で、滑らかな触感が楽しめます。

お問い合わせ  
山夢来本舗企業組合  
担当 大高 衛  
0475-82-5581



特産品紹介 No.13  
東京都

東京アンチモニー工芸協同組合

切手の意匠となったアンチモニー製オルゴール



江戸時代から続く伝統の技。国の伝統的工芸品に指定。オリジナル品や小ロット製造も可能。都立産技研と共同開発、特許取得の錫合金「エテナ」の製品は、銀に劣らぬ光沢が特徴。

お問い合わせ  
東京アンチモニー工芸協同組合  
<http://antimony.or.jp>  
03-3851-7133

特産品紹介 No.14  
神奈川県

神奈川県菓子工業組合

桃葉ちゃん



神奈川県名菓展 菓子コンクール【最優秀賞受賞】  
柔らかい羽二重餅でくるんだ白あんの中に桃の角切りをしのばせた和と洋のハーモニーが楽しめる逸品です。

お問い合わせ  
神奈川県菓子工業組合  
045-633-5056

特産品紹介 No.15  
新潟県

新潟拉麺協同組合

新潟濃厚味噌ラーメン



新潟5大ラーメンのうちの一つである「新潟濃厚味噌ラーメン」。割るために用意したあっさり味のスープが供され、濃厚な味噌ラーメンを割ることでスープの甘さが口いっぱい広がります。

お問い合わせ  
有限会社 東横(組合員企業) <http://www.touyoko.jp/>  
025-290-4770

特産品紹介 No.16

長野県

南木曽ろくろ工芸協同組合

## 南木曽ろくろ細工



木目の美しさを活かし、樺・栓・枺などの原木をろくろで回転させカテナで挽いて形造ります。それぞれの個性、独自の技術から、様々なろくろ製品を生み出しています。「UFO花器」は、木の中から花が咲くイメージで製作されたモダンな花器です。小さな剣山が野の花をそっと引き立てます。

お問い合わせ 南木曽ろくろ工芸協同組合 0264-58-2434

特産品紹介 No.18

静岡県

静岡竹工芸協同組合

## 駿河竹千筋細工



江戸時代より伝わる駿河竹千筋細工は、直径1.0ミリ前後の丸い竹ひごを駆使して施す独特な曲げや継手の技法が特徴。花器や盆、行燈など職人の丁寧な手仕事による繊細かつ優美な工芸品です。

お問い合わせ <http://www.takesensuji.jp/> 静岡竹工芸協同組合 054-252-4924

特産品紹介 No.17

山梨県

企業組合ジャム工房夢の木

## 旬の果物を使った14種類の手作りジャム



当店では、旬の果物を用いて、無添加にこだわりの、全て手作りで一つ一つ丁寧に心を込め、安心安全で美味しいジャムを作っています。

お問い合わせ ジャム工房 夢の木 0551-36-5788 [http://mkobuchisawa.jp/?page\\_id=120](http://mkobuchisawa.jp/?page_id=120)

特産品紹介 No.19

愛知県

岡崎石製品工業協同組合

## 岡崎石工品

灯ろう/墓石/彫刻/伝統的工芸品指定の石彫品



当組合は、石屋まち「花崗町(みかげちょう)」に組合事務所を持つ岡崎でもっとも長い歴史ある石の組合。各店それぞれに独自の技術を持ち、幅広い分野で趣高い風景づくりに努めています。

お問い合わせ 岡崎石製品工業協同組合 <http://www.aiweb.or.jp/ishi/> 0564-22-0455

特産品紹介 No.20

岐阜県

武芸川町特産品開発企業組合

## つるむらさきうどん



カルシウム(ほうれん草の3倍)、鉄分、カロチンなどを豊富に含んだ無農薬野菜「つるむらさき」を練り込んだコンのある美味しいうどんです。

お問い合わせ 武芸川町特産品開発企業組合 <http://tsurumurasaki.com> 0575-46-1391

特産品紹介 No.21

三重県

くざき鮎おべん企業組合

## あわびめし 鮎焼き込みご飯



～国崎の海からの贈り物～

獲れたて鮎で作られた加工食品です。海女さんが獲った新鮮な鮎を手軽にお召し上がりいただけるよう加工しました。

お問い合わせ くざき鮎おべん企業組合 <http://www.kuzakiawabi-oben.com/> 0599-20-0013

特産品紹介 No.22

富山県

井波彫刻協同組合

## 井波彫刻

井波彫刻は、荒彫りから仕上げまで200本以上のノミ・彫刻刀を使う高度な技術・技法で作られています。その技術力により文化財の修理・復元の受注のほか、近年では電車の内装、楽器等との異色コラボが実現しています。

お問い合わせ 井波彫刻協同組合 <http://www.inamichoukoku.com/> 0763-82-5158

特産品紹介 No.23

石川県

山中漆器連合協同組合

## 山中漆器の茶筒



欧州を中心に海外30ヶ国以上で販売されている「NUSSHA japanware」と共同開発された茶筒。

和モダンを意識したインテリア性と機能性を兼ね備えた逸品です。

お問い合わせ 山中漆器連合協同組合 <http://www.kaga-tv.com/yamanaka> 0761-78-0305

特産品紹介 No.24  
**福井県**

企業組合若鮎グループ加工部

### 精進惣菜シリーズ



曹洞宗大本山 永平寺、浄土真宗の文化が色濃く残る福井県永平寺町内の農村女性による企業組合が、地元伝承料理の味はそのままに、添加物等を使わず日持ちする「精進惣菜シリーズ」を開発。

お問い合わせ 企業組合若鮎グループ加工部 ☎ 0776-63-2529

特産品紹介 No.25  
**滋賀県**

滋賀県製麺工業協同組合

### 近江うどん 三層麺

喉ごしが良く、もっちりとした味わいの滋賀県産小麦「ふくさやか」の生地を上下の外層にし、パスタに使われる「セモリナ粉」の生地をサンドして製麺しています。三層が織りなすコシは絶品!

お問い合わせ  
滋賀県製麺工業協同組合  
☎ http://shigamenkumiai.com/  
☎ 0748-33-6218



特産品紹介 No.26  
**京都府**

京都府印章業協同組合

### 京印章



「京印章」は当組合が認定した者しか彫れない、手仕上げで作る唯一無二の印章です。完全手彫りの「京もの京印章」は京都府の伝統的工芸品に指定されています。又、最高級品の「特撰京印章 京の璽(しるし)」も新たに登場しました。

☎ info@kyoinsho.com  
☎ http://www.kyoinsho.com

お問い合わせ 京都府印章業協同組合 ☎ 075-343-3288

特産品紹介 No.27  
**奈良県**

奈良県醤油工業協同組合

### 古代ひしお



「古代ひしお」は奈良時代、天平人が味わっていたであろう大豆の発酵調味料をできるだけ当時のままに再現したものです。昔人の美味しさへの憧れ、情熱を感じてみませんか。

お問い合わせ  
奈良県醤油工業協同組合  
☎ http://web1.kcn.jp/nara\_shouyu/index.html  
☎ 0745-75-2887

特産品紹介 No.28  
**大阪府**

協同組合オリセン

### 浪華本染めゆかた



明治20年頃、生地の上から染料を注ぎかけて手ぬぐいを染める染織技法「そぞぎ染め(注染)」が大坂で開発され、多色染の染色技法により浪華本染めゆかたが生まれました。今では、ゆかたと並び、手ぬぐいがおしゃれアイテムとしてブームを巻き起こしています。

担当 代表理事 小松隆雄  
☎ info@osaka-orisen.com  
☎ http://www.osaka-orisen.com/

お問い合わせ 協同組合オリセン ☎ 06-6261-0468

特産品紹介 No.29  
**兵庫県**

兵庫県手延素麺協同組合

### 揖保乃糸



兵庫県手延素麺協同組合は播州手延べそうめん「揖保乃糸」の製造販売を行っている組合です。およそ600年の歴史と伝統を守り、変わらぬ美味しさを皆様にお届けしています。

☎ soumen@ibonoito.or.jp  
☎ http://www.ibonoito.or.jp/  
☎ 0791-62-0826

お問い合わせ 兵庫県手延素麺協同組合

特産品紹介 No.30  
**和歌山県**

紀州梅加工企業組合

### 紀州南高梅 こんぶ梅・こんぶ梅甘口



中野物産「都こんぶ」と 夢のコラボ!!  
紀州南高梅のさっぱりとした「酸味」と北海道産のこんぶの「旨味」が味わえる逸品です!

お問い合わせ 紀州梅加工企業組合  
担当 川辺 弘敏  
☎ http://www.kinohomare.co.jp/  
☎ 0739-55-4100

特産品紹介 No.31  
**鳥取県**

企業組合日野町農産物加工所大夢多夢

### きんうんなもち 金運永餅

幻のもち米「鈴原糯」と地元のパワースポット「金持神社」のコラボ商品。デザインを縁起の良い小判型とし、願いが成就した時にダルマに目を入れる遊び心も取り入れた商品。

お問い合わせ  
企業組合日野町農産物加工所  
大夢多夢(たむたむ)  
☎ 0859-72-1286



特産品紹介 No.32

島根県

飯南町注連縄企業組合

## ご縁結び



飯南町で地元産の稲わらを使用し、神社用から神棚用まで各種手作りのしめ縄を生産しており、しめ縄と造花をアレンジした「ご縁結び」、「ご神縁かざり」などの生産・販売をしています。

お問い合わせ

飯南町大しめなわ創作館

<http://ohshimenawa.com/>

0854-72-1017

特産品紹介 No.33

岡山県

まにわ日本蜜蜂企業組合

## 百花の雫

露天風呂で有名な湯原温泉を育んだ大自然の自然花から採った純度100%の幻の蜂蜜。しつこくない優しい甘さが特徴です。日本みつばち百花蜜、まぼろしの滋養蜜を是非お試しください。



お問い合わせ

まにわ日本蜜蜂企業組合

0867-62-2174

特産品紹介 No.34

広島県

宮島細工協同組合

## 宮島細工 杓子、ロクロ細工、宮島彫



宮島細工は杓子、ロクロ細工、宮島彫と幅広く日常生活に使用される物を多く製作しています。木目の色調や、手触りを生かした木地仕上げは使い込むほどに光沢が増してきます。

<http://www.miyajimazaiku.com/>

0829-44-1758

お問い合わせ 宮島細工協同組合 (宮島伝統産業会館内)

特産品紹介 No.35

山口県

企業組合うずしお母さんの店加工部

## 鯛寿司



瀬戸内海に面する地元大島でとれた活きた鯛、手作りの橘香酢(みかんの効果を手絞りした果汁100%酢)を使い、郷土料理にアレンジを加えた独特の風味とすばさが人気の逸品です。

<http://son19.com/detail/2009003.html>

お問い合わせ

企業組合うずしお母さんの店加工部

0820-45-3353

特産品紹介 No.36

徳島県

富士製紙企業組合

## AIJP アワガミンクジェットペーパー



AIJPは、写真家、アーティストなどにご愛用頂いているインクジェットプリント対応和紙です。写真、レブリカ制作、版画・絵画とのミクストメディア等新しい表現方法として利用されています。

お問い合わせ

富士製紙企業組合

<http://www.awagami.or.jp>

0883-42-2035

特産品紹介 No.37

香川県

香川県家具商工業協同組合

次世代の家具職人が作る  
オリーブ雑貨  
LUCCA LOCCA

組合ブランド「LUCCA LOCCA」(ルッカルッカ)は、小豆島で栽培のオリーブの間伐材を加工した日用雑貨品。国産オリーブの木が入手できること自体が珍しい上に加工が難しいため、独自の技術を活かした付加価値の高い商品です。

お問い合わせ

香川県家具商工業協同組合

<http://www.kagukumiai.com/>

087-813-8874

特産品紹介 No.38

愛媛県

企業組合遊子川ザ・リコピンス

## トマトユズポン



地元特産の糖度の高い高原トマト(品種:桃太郎)を惜しげもなく使用した無添加の食品です。濃厚で美味しく、ビタミンCやリコピンを豊富で健康・美容にも効果のある商品です。

お問い合わせ

企業組合遊子川

ザ・リコピンス

担当 事務局 水口(みずぐち)

[lycopins48@gmail.com](mailto:lycopins48@gmail.com)

0894-85-0111

特産品紹介 No.39

高知県

企業組合ごめんシャモ研究会

## ごめんシャモスキヤキセット



旨味が濃く歯ごたえ抜群のシャモ肉とシャモつくね、シャモガラより抽出したすき焼きダシのセットにリピーター続出中!たくさんの野菜と共に召し上がりください。

<http://www.gomenshamo.com/>

088-855-7418

お問い合わせ

企業組合ごめんシャモ研究会

特産品紹介 No.40  
福岡県

小石原焼陶器協同組合

### 小石原焼



小石原焼は300年来的伝統を持つ、九州を代表する伝統的工芸品です。「用の美」を確立した丁寧な手仕事は、伝統の技とともに今日まで脈々と受け継がれ、人々に愛用され続けています。

お問い合わせ  
小石原焼陶器協同組合  
http://www.koishiwarayaki.or.jp/  
0946-74-2266

特産品紹介 No.41  
佐賀県

唐津焼協同組合

### 唐津焼



古い歴史を誇る伝統工芸「唐津焼」。唐津焼の大きな魅力は「用の美」を備えること。「作り手8分、使い手2分」と言われ、料理を盛る、茶を入れるなど使ってこそ作品が完成します。近年では、酒器(ぐい呑み)としても人気です。

お問い合わせ  
唐津焼協同組合 0955-73-4888

特産品紹介 No.42  
長崎県

五島手延うどん協同組合

### 五島手延うどん 波の絲

日本三大うどんの1つ五島手延うどんは特産の椿油を生かしたツヤと喉ごしの良さが特長。中でも組合の麵匠がつくる「波の絲」は滑らかな食感と豊かな風味がみごとに調和、奥深い麵に仕上がっています。



お問い合わせ 五島手延うどん協同組合  
担当 橋口 文信  
http://www.goto-udon.jp/  
0959-42-2655

特産品紹介 No.43  
熊本県

一勝地果実協同組合

### 一勝地梨



一勝地梨は、霊峰市房を母とする清流球磨川の霧と球磨盆地特有である朝夕の寒暖の温度差による、ほどよい甘味と歯ざわりが特徴で、贈答品としても喜ばれております。

お問い合わせ  
一勝地果実協同組合  
http://i-nashi.com  
0966-32-0623

特産品紹介 No.44  
大分県

企業組合戸次ごぼの会

### 戸次(へつぎ)のごぼまん



肉入り(地鶏)きんぴらごぼうを餡に使ったお饅頭です。大分県大分市戸次(へつぎ)地区特産のごぼうを使った商品で、地元女性の女性たちによって開発されました。人気の高いごぼまんは、一部で「まぼろしのごぼまん」と呼ばれています。

お問い合わせ  
担当 代表理事 藤田 泰子  
企業組合 戸次ごぼの会 090-8355-0046

特産品紹介 No.45  
宮崎県

都城弓製造業協同組合

### 都城大弓 鯨弓、カーボン内蔵弓、焦竹弓、煤竹弓

平成6年に国の伝統的工芸品の指定を受けた「都城大弓」は、江戸時代に確立された200もの製造工程を、1人の弓師が一張一張手仕事で仕上げしており、全国の弓道愛好家から高い評価を得ている。



お問い合わせ  
都城弓製造業協同組合  
http://www.miyakonojo-yumi-kumiai.com/  
0986-24-0667

特産品紹介 No.46  
鹿児島県

鹿児島県オーストリッチ事業協同組合

### 無添加ダチョウ加工食品

健康に優しく付加価値の高いダチョウ肉を、徹底した製造管理がなされたHACCP対応の加工場にてウィンナー等に加工している。現在、オーガニック飼料の製造にも取り組んでいる。



お問い合わせ  
鹿児島県オーストリッチ事業協同組合  
担当 理事長 安藤 勝利  
http://www.k-ostrich.com/ecc/html/  
0994-46-3090

特産品紹介 No.47  
沖縄県

豊見城市ウージ染め協同組合

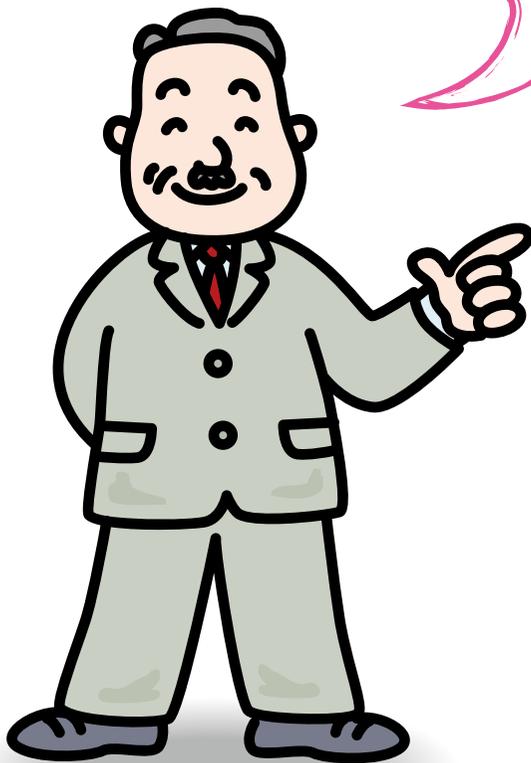
### 新のれん

常夏沖縄の太陽のもとで育った黒砂糖の原料のサトウキビは、沖縄でウージとよばれており、そのウージの葉と穂を煮出して作った染料で染めた製品が「ウージ染め」です。



お問い合わせ  
豊見城市ウージ染め協同組合  
http://www.u-jizome.jp/  
098-850-8454

Part4は  
組合等に対する様々な  
支援策のご紹介です。  
お役立て下さい。



# 資料集

- 各種組織制度の比較
- 中小企業団体中央会による助成支援
- 金融・税制支援
- 中小企業団体中央会連絡先一覧

## ◆各種組織制度の比較(平成29年3月現在)

組織の種類 組織の内容	事業協同組合 (事業協同小組合)	信用協同組合	企業組合
目的	組合員の経営の近代化・合理化・経済活動の機会の確保	資金の貸付、預金の受入れ	組合員の働く場の確保、経営の合理化
性格	人的結合体	人的結合体	人的結合体
事業	組合員の事業を支援する共同事業	組合員に対する資金の貸付、預金・定期積金の受入れ、その他	商業、工業、鉱業、運送業、サービス業等の事業経営
設立要件	4人以上の事業者が参加すること	300人以上が加入すること出資金が1,000万円以上(東京都ほか金融庁長官の指定する人口50万以上の市は2,000万円以上)であること	4人以上の個人が参加すること
組合員資格	地区内の小規模事業者(概ね中小企業者)	地区内の小規模事業者(概ね中小企業者)又は地区内に住所を有する者、勤労者	個人及び法人など
責任	有限責任	有限責任	有限責任
発起人数	4人以上	4人以上	4人以上(個人に限る)
加入	自由	自由	自由
任意脱退	自由	自由	自由
組合員比率	ない	ない	全従業員の3分の1以上が組合員
従事比率	ない	ない	全組合員の2分の1以上が組合事業に従事
1組合員の出資限度	100分の25 (合併・脱退の場合100分の35)	100分の10	100分の25 (合併・脱退の場合100分の35)
議決権	平等(1人1票)	平等(1人1票)	平等(1人1票)
員外利用限度	原則として組合員の利用分量の100分の20まで(特例あり)	資金の貸付・預金の受入れは、貸出総額・預金総額の100分の20まで	
配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	従事分量配当及び2割までの出資配当
根拠法	中小企業等協同組合法 (制定:昭和24年)		

商工組合	協業組合	商店街振興組合	生活衛生同業組合
組合員の事業の改善発達	組合員の事業を統合、規模を適正化し、生産性向上、共同利益の増進	商店街地域の環境整備	組合員の事業の生活衛生の水準向上、資格事業の改善
人的結合体	人的・物的結合体	人的結合体	人的結合体
指導教育、調査研究、共同経済事業（出資組合のみ）	組合員の事業の統合、関連事業、付帯事業	商店街の環境整備、共同経済事業	生活衛生の適正化事業、指導、検査事業、その他
1都道府県以上の区域を地区として地区内で資格事業を行う者の2分の1以上が加入すること	4人以上の事業者が参加すること	1都道府県以内の区域を地区として小売商業又はサービス業を営む事業者の30人以上が近接してその事業を営むこと	都道府県毎に一個の組合。資格事業者の3分の2以上が加入すること
地区内において資格事業を営む中小企業者及び定款に定めたときは3分の1未満の中小企業者以外の者	中小企業者（組合員の推定相続人を含む）及び定款で定めたときは4分の1以内の中小企業者以外の者	地区内で小売商業又はサービス業を営む者及び定款で定めたときはこれ以外の者	地区内において資格事業を営む者
有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
4人以上	4人以上	7人以上	20人以上
自由	総会の承諾が必要	自由	自由
自由	持分譲渡による	自由	自由
ない	ない	ない	ない
ない	ない	ない	ない
100分の25 （合併・脱退の場合100分の35）	100分の50未満 （中小企業者でないもの全員の 出資総額は100分の50未満）	100分の25	100分の25
平等（1人1票）	平等 （ただし定款で定めたときは 出資比率の議決権も可）	平等（1人1票）	平等（1人1票）
共同経済事業のみ適用、原則として組合員の利用分量の100分の20まで（特例あり）	/	組合員の利用分量の100分の20まで	組合員の利用分量の100分の20まで
利用分量配当及び1割までの出資配当	定款に定めた場合を除き出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当
中小企業団体の組織に関する法律 （制定：昭和32年）		商店街振興組合法 （制定：昭和37年）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 （制定：昭和32年）

組織の種類 組織の内容	有限責任事業組合(LLP)	一般社団法人	一般財団法人	NPO法人	株式会社
目的	利益追求企業の連携や専門的な能力を持った人材による共同事業の振興	設立時に定款に定めた目的(強行法規や公序良俗に反するものは除く)	設立時に定款に定めた目的(強行法規や公序良俗に反するものは除く)(ただし、設立時に定めた目的を変更する為には、定款に評議会で変更できる旨を定める必要あり)	NPO法所定の特定非営利活動推進による公益の増進(営利を目的としない)	利益追求
性格	人的結合体	人的結合体	物的結合体	人的結合体	物的結合体
事業	企業同士のジョイントベンチャーや専門的な能力を持つ人材による共同事業	定款に掲げる事業(剰余金や残余財産の分配を受ける権利を付与することはできない)	定款に掲げる事業(剰余金や残余財産の分配を受ける権利を付与することはできない)	NPO法第2条第1項別表に規定する20の活動(福祉の増進、まちづくりの推進、環境保全、経済活動の活性化等)であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的	定款に掲げる事業
設立要件	2人以上の個人又は法人が参加すること。組合契約書を作成し、これを登記すること	2人以上	1人でも可能。設立者が財産(価額300万円以上)の拠出。設立時評議員及び設立時理事は、それぞれ3人以上	10人以上の社員がいること。理事3名以上、監事1名以上必要	資本金1円以上 1人以上
加入資格	特に制限なし(ただし、法人が組合員となる場合は、自然人の職務執行者を定めること)組合員には業務執行への参加義務あり	個人又は法人	個人又は法人	無制限	無制限
責任	有限責任	設立時社員、設立時理事又は設立時監事の負う責任は、総社員の同意が無ければ、免除されない	設立者、設立時理事又は設立時監事の負う責任は、総評議員の同意が無ければ、免除されない	出資をしていないので責任なし	有限責任
加入	組合員全員の一致で決定	外部からの社員参加は原則自由(定款で制限可)	自由	外部からの社員参加は原則自由	株式の譲受・増資割当による
任意脱退	やむを得ない理由がある場合のみ可能	自由	自由	自由	株式の譲渡による
組合員比率	ない				
従事比率	ない			役員総数のうち、3親等内の親族が3分の1を超えて含まれてはいけない	ない
出資限度	ない				
議決権	組合員全員の一致で決定	平等(ただし定款で定めれば変更可)	役員又は評議員のみ	平等(1人1票)	出資別(1株1票)
配当		できない	できない	できない	出資配当
根拠法	有限責任事業組合契約に関する法律(制定:平成17年)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(制定:平成18年)		特定非営利活動促進法(制定:平成10年)	会社法(制定:平成17年)

## ◆中小企業団体中央会による助成支援

中小企業団体中央会は、組合等に対して、設立や運営を支援するための助成事業を行っています。平成28年度の主な助成事業の概要は次のとおりです。

(平成29年度以降の事業については、平成28年度のものとは異なる場合があります。)

### 1 中小企業活路開拓調査・実現化事業

中小企業者が経済的・社会的環境の変化に対応するため、中小企業組合等を中心にし、新たな活路を見い出すための調査研究やビジョン作成及び実現化に向けた取組みや、組合等が情報ネットワークシステム等の開発を目指し、RFP（提案依頼書）策定等の調査研究を行う事業や情報ネットワークシステムの構築に取り組む事業等への助成をします。

本補助事業の対象となる取組みとして、次のような例があげられます。

#### ①中小企業組合等活路開拓事業

- ・ 新たな活路の開拓（取引力の強化、生産性の向上、事業の構造改善及び新たな事業分野への進出、知的資産の見える化と経営革新への対応、伝統技術・技能の継承等）
- ・ 単独では解決困難な諸問題の解決
- ・ 中小企業の発展に寄与するテーマ等
- ・ 新製品・新技術の需要喚起を図るための展示会等への出展・開催

#### ②組合等情報ネットワークシステム等開発事業

- ・ 組合業務管理システムのクラウド化のための業務分析、基本計画の策定
- ・ WEBサイトを活用した組合員の取り扱う製品の共同販売システムの構築のための研究
- ・ 組合員の発注業務効率化のためのメーカー・卸間のEDIシステムの開発
- ・ 組合員店舗の広告宣伝ツールとなるスマートフォンアプリケーションシステムの開発

#### ③連合会(全国組合)等研修事業

- ・ 全国地区の連合会又は全国組合等がその会員・組合員等を対象として、組合等の活路開拓に資する知識や業種別専門技術の習得のための研修

### 2 小規模事業者組織化指導事業

小規模事業者の組織化を図ることを目的に、都道府県中央会を通じて助成を行う事業であり、そのうち小企業者組合等の取組みに対する助成は次の2種類です。

#### ①小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業

小企業者組合が、組合員及び組合の活性化のために実施する、ITを活用した市場開拓、首都圏や海外等の新たな需要先の開拓、他分野等との連携による技術開発等に関するフィージビリティ・スタディ（実現可能性調査）及び、フィージビリティ・スタディの結果を

活用して事業化を行う場合の実証システム構築、新商品開発等へ助成します。

※小企業者組合：小企業者（従業員数5人（商業・サービス業2人）以下）が構成員の4分の3以上を占める組合

## ②取引力強化推進事業

小規模事業者が構成員の2分の1以上を占める組合等が取引力強化促進を図るために実施する、共同販売・宣伝、組合員の事業・企業紹介等のためのホームページやチラシの作成等共同事業の活性化・組合員の受注促進等の取組みに対して助成します。

※小規模事業者：常時使用する従業員20人（商業・サービス業5人）以下

（都道府県中小企業団体中央会・全国中小企業団体中央会）

## ◆金融・税制支援

中小企業組合は、中小企業経営の効率化や経営革新等を推進し、サポーターインダストリー（ものづくり基盤技術）や地域経済の核となるなど国民経済の発展のうえで重要な役割を担っていることから、国や都道府県等は中小企業組合に対して各種の助成策を講じています。

### 金融上の助成

株式会社商工組合中央金庫（商工中金）は、「株式会社商工組合中央金庫法」に基づく、政府と中小企業組合との共同出資による政府系金融機関です。

融資の対象は、原則として同金庫に出資している中小企業団体とその構成員である組合員に限られており、組合の資金面での大きな支えとなっています。商工中金は、本店をはじめ全国各地・海外に店舗等を設けているほか、小口資金の利用希望者のため信用組合等が代理店になっています。

貸付資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合事業のための設備資金及び運転資金</li> <li>・組合が借り受けて組合員に貸し出すための資金</li> <li>・組合員が商工中金から直接借り受ける資金</li> </ul>
貸付期間	・原則として設備資金 15 年以内、運転資金 10 年以内
貸付限度	・個別に決定、商工中金窓口にお問い合わせください。
貸付利率	・金融情勢により変更がありますので、商工中金窓口にお問い合わせください。

## ●中央会推薦貸付制度

商工中金では中央会から推薦を受けた組合及び組合員の方々を対象とした中央会推薦貸付があります。具体的な貸付制度の概要は下記の通りです。

貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央会並びに商工中金が定める支援対象テーマ(※)に取組む組合・組合員で、中央会から推薦された者</li> <li>※具体的な支援対象テーマ <ul style="list-style-type: none"> <li>①新設組合支援 ②ものづくり支援 ③地域資源活用支援(農商工連携を含む)</li> <li>④女性・子育て支援 ⑤環境対策支援 ⑥BCP支援 ⑦事業承継支援</li> <li>⑧再生可能エネルギー活用支援 ⑨海外展開支援 ⑩組合間連携支援</li> <li>⑪協業化促進支援</li> </ul> </li> <li>※記以外にも支援対象テーマが設定される場合があります。詳しくは最寄りの商工中金窓口にお問い合わせください。</li> </ul>
資金使途	・設備資金、運転資金
貸付期間	・商工中金所定の審査によります。
貸付限度	・100百万円(貸付金額は商工中金所定の審査によります)
貸付利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工中金所定の貸出利率-0.3%(固定金利)</li> <li>但し、貸出期間5年超については、長期プライムレートを下限とします。</li> <li>※支援対象テーマ⑧再生可能エネルギー活用支援については貸付限度・利率などが異なりますので最寄りの商工中金窓口にお問い合わせください。</li> </ul>
担保	・商工中金所定の審査の結果、必要となる場合があります。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>(組合への融資の場合)原則、組合役員</li> <li>(組合員への融資の場合)原則、代表者1名</li> </ul>
期限前返済	・可能です。但し、期限前返済手数料が発生する場合があります。

## ●高度化資金の融資

中小企業の経営基盤を強化するためには、工場や店舗等の近代化を進めるとともに、共同事業を通じてコストの縮減や新たな事業活動を行っていくことが必要です。このため、独立行政法人中小企業基盤整備機構では、中小企業者が組合を設立し共同して経営基盤の強化を図るため、工場団地、卸団地、ショッピングセンターの設置、商店街の近代化等の事業に対して、都道府県と一体となって、資金及びアドバイスの両面から支援する「高度化融資制度」を運用しています。

## ●中小企業が実施する事業の例

1. 市街地などに散在している中小企業者が、まとめて立地環境の良い地域へ工場や店舗などを移転する形態(集団化事業)
2. 商店街の小売業者が共同で、老朽化した店舗の建て替えなどを行うとともに、アーケード、カラー舗装、駐車場等の整備を街ぐるみで行うものや工場などが集積している区域を整備する形態(集積区域整備事業)
3. 中小企業者が、各社の事業の一部を共同で行うために共同施設を設置し、利用する形態(共同施設事業など)
4. 中小企業者である店舗が集まりショッピングセンターを、また工場を集約化して共同

## 工場などを整備する形態（施設集約化事業など）

償還期限	・20年以内（固定金利。据置期間3年以内）
助成割合	・必要設備資金等の80%以内（小規模事業者については90%以内）
金利	・0.65%（平成27年度）又は無利子

## ●東日本大震災復旧支援

被災した事業協同組合等、中小企業等のグループが施設・設備の復旧・整備に取り組む場合に、中小企業基盤整備機構と都道府県が協調して、設備資金の貸付を行います。

## ○対象となる方(事業)

- ・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（中小企業等のグループや事業協同組合等が復興事業計画を策定し認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・復興について補助を受けられる制度）の認定を受けて施設・設備の復旧整備を行う場合
- ・事業協同組合等が既往の高度化資金の貸し付けを受けた事業用施設の復旧を図る場合又は新たに高度化事業を実施して復旧を図る場合（災害復旧貸付）

## 税制上の優遇

## &lt;法人税率の軽減&gt;（企業組合・協業組合は適用除外）

協同組合等は、従来より普通法人と比べて低い法人税率が適用されていましたが、平成24年4月1日から平成29年3月31日までに開始する各事業年度の所得の金額のうち、年800万円以下の金額については、更に税率の引き下げが行われています。（基本税率23.4%は平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度の所得の金額に適用。平成30年4月1日以降に開始する事業年度については23.2%となる。）

協同組合等		企業組合 協業組合		
年 800 万円以下の所得	年 800 万円超の所得	出資金 1 億円以下		出資金 1 億円超
		年 800 万円以下の所得	年 800 万円超の所得	
15%	19%	15%	23.4%	23.4%

## &lt;加入金の益金不算入&gt;（企業組合・協業組合にも適用）

法人税の課税対象となる各事業年度の所得を計算する場合の益金には、「資本等取引」に係るものを含まないことが定められています。

「資本等取引」とは、法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引であり、「資本金等の金額」とは、資本金の額又は出資金の額以外の資本金等の額の増減額及び当該事業年度の資本金の額又は出資金の額以外の資本金等の額の増減額の合計額とを合計し

た金額です。このうち増加項目と増加額に、協同組合等が新たにその出資者となる者から徴収した加入金の額が含まれています。したがって、加入金は、資本等取引に係るものに該当し、益金とはなりません。また、企業組合及び協業組合は、政令で定める法人として指定されており、この適用を受けることとなっています。なお、この加入金とは、持分調整金であって、権利金的なものは含まれないことに注意しなければなりません。

#### <事業利用分量配当の損金算入>（企業組合・協業組合は適用除外）

事業協同組合等において組合の事業を利用した分量に応じて行う事業利用分量配当は、損金に算入されます。この場合の分配の基準となる組合員の事業利用高は、当期の利用高に限られ、前期以前のものは含まれません。

また、対象となる剰余金は、組合員が組合事業を利用したことによって生じた剰余金に限られ、不動産の売却益や組合事業であっても組合員の利用がないと認められる事業から生じた利益は対象になりません。

事業利用分量配当は、配当という字句が使われていますが、所得税法上の配当所得とは認められず、支払時における源泉徴収及び受領組合員の配当控除は適用されません。

一方、企業組合の従事分量配当については、損金算入が認められていません。組合員が企業組合から受ける従事分量配当は配当所得とされているので、配当にあたっては20%の源泉徴収を行う必要があります。

協業組合についても、出資配当以外の配当はすべて配当所得とされており、源泉徴収を行う必要があります。

#### <賦課金の仮受金経理>（企業組合・協業組合は適用除外）

教育事業及び指導事業に充てるために賦課した賦課金について、当該事業が翌事業年度に繰り越されたため剰余が生じた場合には、これを翌年度の経費に充当するため仮受金等として経理し、益金に算入しないことができます。したがって、この適用を受ける賦課金の範囲以外の賦課金は、例え賦課金の名称をもっていても適用を受けられず、また、本制度の適用を受ける賦課金でまかなうべき費用を他の事業収入等でまかない、そのために賦課金に剰余がでてその部分は仮受の対象にならないことになっています。

なお、仮受の対象となる賦課金は教育・指導事業に充てるものに限られているので、それ以外の費用に充てるための賦課金がある場合には、徴収の段階（収支予算）から区分して経理する必要があります。また、一般管理費など共通費として徴収する賦課金については、例えそのなかに教育・指導事業に係るものが含まれていてもそのままでは仮受の対象にならないですが、これを教育・指導事業に区分、配賦すれば対象となります。

## ◆中小企業団体中央会連絡先一覧

名 称	郵便番号	住 所	ビ ル 名	電話番号	FAX番号
北海道中小企業団体中央会	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目	プレスト1・7内	011 (231) 1919	011 (271) 1109
青森県中小企業団体中央会	030-0802	青森市本町2-9-17	青森県中小企業会館内	017 (777) 2325	017 (773) 5582
岩手県中小企業団体中央会	020-0878	盛岡市肴町4-5	岩手酒類卸株式会社ビル内	019 (624) 1363	019 (624) 1266
宮城県中小企業団体中央会	980-0011	仙台市青葉区上杉1-14-2	宮城県商工振興センター内	022 (222) 5560	022 (222) 5557
秋田県中小企業団体中央会	010-0923	秋田市旭北錦町1-47	秋田県商工会館内	018 (863) 8701	018 (865) 1009
山形県中小企業団体中央会	990-8580	山形市城南町1-1-1	霞城セントラル内	023 (647) 0360	023 (647) 0362
福島県中小企業団体中央会	960-8053	福島市三河南町1-20	コラッセふくしま内	024 (536) 1261	024 (536) 1217
茨城県中小企業団体中央会	310-0801	水戸市桜川12-2-35	茨城県産業会館内	029 (224) 8030	029 (224) 6446
栃木県中小企業団体中央会	320-0806	宇都宮市中央3-1-4	栃木県産業会館内	028 (635) 2300	028 (635) 2302
群馬県中小企業団体中央会	371-0026	前橋市大手町3-3-1	群馬県中小企業会館内	027 (232) 4123	027 (234) 2266
埼玉県中小企業団体中央会	330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5	ソニックシティビル内	048 (641) 1315	048 (644) 8065
千葉県中小企業団体中央会	260-0015	千葉市中央区富士見2-22-2	千葉中央駅前ビル内	043 (306) 3281	043 (227) 0566
東京都中小企業団体中央会	104-0061	中央区銀座2-10-18	東京都中小企業会館内	03 (3542) 0386	03 (3545) 2190
神奈川県中小企業団体中央会	231-0015	横浜市中区尾上町5-80	神奈川中小企業センター内	045 (633) 5131	045 (633) 5139
新潟県中小企業団体中央会	951-8133	新潟市中央区川岸町1-47-1	新潟県中小企業会館内	025 (267) 1100	025 (267) 1386
長野県中小企業団体中央会	380-0936	長野市大字中御所字岡田131-10	長野県中小企業会館内	026 (228) 1171	026 (228) 1184
山梨県中小企業団体中央会	400-0035	甲府市飯田2-2-1	山梨県中小企業会館内	055 (237) 3215	055 (237) 3216
静岡県中小企業団体中央会	420-0853	静岡市葵区追手町44-1	静岡県産業経済会館内	054 (254) 1511	054 (255) 0673
愛知県中小企業団体中央会	450-0002	名古屋市中村区名駅4-4-38	ウインクあいち内	052 (485) 6811	052 (485) 9199
岐阜県中小企業団体中央会	500-8384	岐阜市藪田南5-14-53	ふれあい福寿会館内	058 (277) 1100	058 (273) 3930
三重県中小企業団体中央会	514-0004	津市栄町1-891	三重県合同ビル内	059 (228) 5195	059 (228) 5197
富山県中小企業団体中央会	930-0083	富山市総曲輪2-1-3	富山商工会議所ビル内	076 (424) 3686	076 (422) 0835
石川県中小企業団体中央会	920-8203	金沢市鞍月2-20	石川県地場産業振興センター新館内	076 (267) 7711	076 (267) 7720
福井県中小企業団体中央会	910-0005	福井市大手3-7-1	織協ビル内	0776 (23) 3042	0776 (27) 3058

名 称	郵便番号	住 所	ビ ル 名	電話番号	FAX番号
滋賀県中小企業団体中央会	520-0806	大津市打出浜 2-1	コラボしが 21 内	077 (511) 1430	077 (525) 5537
京都府中小企業団体中央会	615-0042	京都市右京区西院 東中水町17	京都府中小企業会館内	075 (314) 7131	075 (314) 7130
奈良県中小企業団体中央会	630-8213	奈良市登大路町 38-1	奈良県中小企業会館内	0742 (22) 3200	0742 (26) 0125
大阪府中小企業団体中央会	540-0029	大阪市中央区本町橋 2-5	マイドームおおさか内	06 (6947) 4370	06 (6947) 4374
兵庫県中小企業団体中央会	650-0011	神戸市中央区下山手通 4-16-3	兵庫県民会館内	078 (331) 2045	078 (331) 2095
和歌山県中小企業団体中央会	640-8152	和歌山市十番丁 19	Wajima 十番丁内	073 (431) 0852	073 (431) 4108
鳥取県中小企業団体中央会	680-0845	鳥取市富安 1-96	中央会会館内	0857 (26) 6671	0857 (27) 1922
島根県中小企業団体中央会	690-0886	松江市母衣町 55-4	島根県商工会館内	0852 (21) 4809	0852 (26) 5686
岡山県中小企業団体中央会	700-0817	岡山市北区弓之町 4-19-202	岡山県中小企業会館内	086 (224) 2245	086 (232) 4145
広島県中小企業団体中央会	730-0011	広島市中区基町 5-44	広島商工会議所ビル内	082 (228) 0926	082 (228) 0925
山口県中小企業団体中央会	753-0074	山口市中央 4-5-16	山口県商工会館内	083 (922) 2606	083 (925) 1860
徳島県中小企業団体中央会	770-8550	徳島市南末広町 5-8-8	徳島経済産業会館 KIZUNAプラザ内	088 (654) 4431	088 (625) 7059
香川県中小企業団体中央会	760-8562	高松市福岡町 2-2-2-401	香川県産業会館内	087 (851) 8311	087 (822) 4377
愛媛県中小企業団体中央会	791-1101	松山市久米窪田町 337-1	テクノプラザ愛媛内	089 (955) 7150	089 (975) 3611
高知県中小企業団体中央会	781-5101	高知市布師田 3992-2	高知県中小企業会館内	088 (845) 8870	088 (845) 2434
福岡県中小企業団体中央会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町 9-15	福岡県中小企業振興 センター内	092 (622) 8780	092 (622) 6884
佐賀県中小企業団体中央会	840-0826	佐賀市白山 2-1-12	佐賀商工ビル内	0952 (23) 4598	0952 (29) 6580
長崎県中小企業団体中央会	850-0031	長崎市桜町 4-1	長崎商工会館内	095 (826) 3201	095 (821) 8056
熊本県中小企業団体中央会	860-0801	熊本市中央区安政町 3-13	熊本県商工会館内	096 (325) 3255	096 (325) 6949
大分県中小企業団体中央会	870-0026	大分市金池町 3-1-64	大分県中小企業会館内	097 (536) 6331	097 (537) 2644
宮崎県中小企業団体中央会	880-0013	宮崎市松橋 2-4-31	宮崎県中小企業会館内	0985 (24) 4278	0985 (27) 3672
鹿児島県中小企業団体中央会	892-0821	鹿児島市名山町 9-1	鹿児島県産業会館内	099 (222) 9258	099 (225) 2904
沖縄県中小企業団体中央会	900-0011	那覇市字上之屋 303-8		098 (860) 2525	098 (862) 2526
全国中小企業団体中央会	104-0033	東京都中央区新川 1-26-19	全中・全味ビル内	03 (3523) 4901	03 (3523) 4909

中央会は組合づくりのパートナー

# 中小企業組合 ガイドブック

(2016-2017)



全国中小企業団体中央会

〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル

Tel:03-3523-4901(代表) Fax:03-3523-4909

<http://www.chuokai.or.jp/>

小規模事業者組織化指導事業(平成29年3月)